○農地法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間(平成24年4月1日設定) 一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正案

農地法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準 及び標準処理期間

> (平成24年4月1日設定) (平成25年10月1日一部改正) (平成28年4月1日一部改正) (令和3年2月1日一部改正) (令和7年 月 日一部改正)

農地法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準 及び標準処理期間

正

前

改

(平成24年4月1日設定) (平成25年10月1日一部改正) (平成28年4月1日一部改正) (令和3年2月1日一部改正)

第1 農地の転用の許可(農地法第4条第1項)

農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)第4条第1項の許可については、法令に定めるほか、次の基準によるものとする。

1 農地法関係事務に係る処理基準

「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月 1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知)の別紙 1「農地法関係事務に係る処理基準」(以下「事務処理基準」という。)のうち、「第6 法第4条関係 1 農地法第4条第6項に規定する許可基準」

2 立地基準(法第4条第6項第1号及び第2号)

第1 農地の転用の許可(農地法第4条第1項)

農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)第4条第1項の許可については、法令に定めるほか、次のとおりとする。

1 (新設)

農地法関係事務に係る処理基準について(<u>平12・6・1</u>12構改B<u>404号</u>農林水産事務次官通知。)の別紙1「農地法関係事務に係る処理基準」(以下「事務処理基準」という。)のうち、「第6法第4条関係 1 農地法第4条第6項に規定する許可基準」

2 立地基準(法第4条第6項第1号及び第2号)

申請に係る農地を、その営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて以下のとおり区分し、許可の可否を判断する。

- (1) 農用地区域内農地(法第4条第6項第1号イ)
 - ① 要件

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域(農用地区域)内にある農地

② 許可の基準

原則として許可しない。これは、市町村の定める農業 振興地域整備計画において、農用地区域が農用地等とし て利用すべき土地の区域として位置付けられていること による。

ただし、農地の転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

- ア 土地収用法(昭和26年法律第219号)第26条 第1項の規定による告示(他の法律の規定による告示 又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを 含む。以下同じ。)に係る事業の用に供するために行わ れるものであること。(法第4条第6項ただし書)
- イ 農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること(法第4条第6項ただし書)。

改 正 前

申請に係る農地を、その営農条件及び周辺の市街地化の状況からみて以下のとおり区分し、許可の可否を判断する。

- (1) 農用地区域内農地(法第4条第6項第1号イ)
 - ① 要件

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。)第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域(農用地区域)内にある農地

② 許可の基準

原則として許可しない。これは、市町村の定める農業振 興地域整備計画において、農用地区域が農用地等として 利用すべき土地の区域として位置付けられていることに よる。

ただし、農地の転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

- ア 土地収用法(昭和26年法律第219号)第26条 第1項の規定による告示(他の法律の規定による告示 又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを 含む。以下同じ。)に係る事業の用に供するために行わ れるものであること。(法第4条第6項ただし書)
- イ 農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること(法第4条第6項ただし書)。

- ウ 次の全てに該当するものであること。(農地法施行令 (昭和27年政令第445号。以下「令」という。)第 4条第1項第1号)
- (ア) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用(3年以内)に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。

ただし、「農地の区画や形質を変更することなく イベント会場等として一時的に利用する場合の農 地転用の取扱いについて(技術的助言)」(令和4 年3月31日付け3農振第2869号農村振興局 長通知)の規定により、農地をその区画や形質を 変更することなく短期間で利用し、当該利用が終 了した後、直ちに当該農地を耕作の目的に供する ことが可能であることが明らかな場合は、この限 りではない。

(イ) 農振法第8条第1項又は第9条第1項の規定により定められた農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。

「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす場合」とは、例えば、転用行為の時期、位置等からみて農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の土地基盤整備事業の施行の妨げと

改 正 前

- ウ 次の全てに該当するものであること。(農地法施行令 (以下「令」という。)第4条第1項第1号)
- (ア) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用(3年以内)に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。

(新設)

(イ) 農振法第8条第1項又は第9条第1項の規定に より定められた農業振興地域整備計画の達成に支 障を及ぼすおそれがないと認められるものである こと。

> 「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす場合」とは、例えば、転用行為の時期、位置等からみて農業振興地域整備計画に位置付けられた土地 改良事業等の土地基盤整備事業の施行の妨げとな

なる場合のほか、農地転用許可をすることができない工場、住宅団地等の建設のための地質調査を 目的として一時転用を行う場合等が想定される。

(2) 第1種農地(法第4条第6項第1号口)

要件

農用地区域内にある農地以外の農地であって、良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するもの(下記(3)の甲種農地を除く。)。ただし、第1種農地の要件に該当する場合であっても、(4)の第3種農地の要件又は(5)の第2種農地の要件に該当するものは、第1種農地ではなく、第2種農地又は第3種農地として区分される。

ア おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の 区域内にある農地(令第5条第1号)

「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車 道等農業機械が横断することができない土地により囲 まれた集団的に存在する農地をいう。

農業用道路、農業用用排水施設、防風林等により分断されている場合や、農作物栽培高度化施設又は農業用施設(農作物栽培高度化施設を除く。以下同じ。)その他の施設が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場

改 正 前

る場合のほか、農地転用許可をすることができない工場、住宅団地等の建設のための地質調査を目的として一時転用を行う場合等が想定される。

(2) 第1種農地(法第4条第6項第1号口)

① 要件

農用地区域内にある農地以外の農地であって、良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するもの(下記(3)の甲種農地を除く。)。ただし、第1種農地の要件に該当する場合であっても、(4)の第3種農地の要件又は(5)の第2種農地の要件に該当するものは、第1種農地ではなく、第2種農地又は第3種農地として区分される。

ア おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の 区域内にある農地(令第5条第1号)

「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車 道等農業機械が横断することができない土地により囲 まれた集団的に存在する農地をいう。

農業用道路、農業用用排水施設、防風林等により分断されている場合や農業用施設等が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地と判断する。

合には、一団の農地と判断する。

一般道路は、原則として分断要因としない。ただし、 片側2車線以上で中央分離帯が設置されている場合な ど、農業機械が容易に横断できない道路は分断要因と する。

河川は、原則として分断要因だが、農業機械が容易に横断又は迂回することができ、一体として利用することに支障がない場合は、分断要因として取り扱わない。

傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わない。

- (注) 「おおむね」の範囲は、1割とする。
- イ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第 2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業 で、次の(ア)及び(イ)の要件を満たす事業(以下 「特定土地改良事業等」という。)の施行に係る区域 内にある農地(令第5条第2号)
 - (注) 「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

改 正 前

一般道路は、原則として分断要因としない。ただし、 片側2車線以上で中央分離帯が設置されている場合な ど、農業機械が容易に横断できない道路は分断要因と する。

河川は、原則として分断要因だが、農業機械が容易に横断又は迂回することができ、一体として利用することに支障がない場合は、分断要因として取り扱わない。

傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わない。

- (注) おおむねの範囲は、1割とする。
- イ 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第 2項に規定する土地改良事業又はこれに準ずる事業 で、次の(ア)及び(イ)の要件を満たす事業(以下 「特定土地改良事業等」という。)の施行に係る区域 内にある農地(令第5条第2号)
 - (注) 「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、特定土地改良事業等を実施中である区域を含むが、特定土地改良事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

- (ア) 次のいずれかに該当する事業であること(主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。)。(農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。)第40条第1号)
 - a 農業用用排水施設の新設又は変更
 - b 区画整理
 - c 農地又は採草放牧地の造成(昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。)
 - d 埋立て又は干拓
 - e 客土、暗きょ排水その他の農地又は採草放牧 地の改良又は保全のため必要な事業
- (イ) 次のいずれかに該当する事業であること。(則第40条第2号)
 - a 国又は地方公共団体が行う事業
 - b 国又は地方公共団体が直接又は間接に経費の 全部又は一部につき補助その他の助成を行う事 業
 - c 農業改良資金融通法(昭和31年法律第10 2号)に基づき株式会社日本政策金融公庫又は 沖縄振興開発金融公庫から資金の貸付けを受け て行う事業
 - d 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発

改正前

- (ア) 次のいずれかに該当する事業であること(主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。)。(農地法施行規則(以下「則」という。)第40条第1号)
 - a 農業用用排水施設の新設又は変更
 - b 区画整理
 - c 農地又は採草放牧地の造成(昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。)
 - d 埋立て又は干拓
 - e 客土、暗きょ排水その他の農地又は採草放牧 地の改良又は保全のため必要な事業
- (イ) 次のいずれかに該当する事業であること。(則第40条第2号)
 - a 国又は地方公共団体が行う事業
 - b 国又は地方公共団体が直接又は間接に経費の 全部又は一部につき補助その他の助成を行う事 業
 - c 農業改良資金融通法(昭和31年法律第10 2号)に基づき株式会社日本政策金融公庫又は 沖縄振興開発金融公庫から資金の貸付けを受け て行う事業
 - d 株式会社日本政策金融公庫から資金の貸付け

金融公庫から資金の貸付けを受けて行う事業 (cに掲げる事業を除く。)

ウ 傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の 標準的な農地を超える生産をあげることができると認 められる農地(令第5条第3号)

② 許可の基準

原則として許可しない。ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

- ア 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る 事業の用に供するために行われるものであること。(法 第4条第6項ただし書き)
- イ 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。(令第4条第1項第2号柱書、同項第1号イ)
- ウ 農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売 施設(以下、「農業用施設等」という。)に供するために 行われるものであること。(令第4条第1項第2号イ)
- (ア) 「農業用施設」には、次のいずれかが該当する。
 - a <u>農業用道路</u>、農業用用排水路、農業用ため池、 耕地防風林等農地等の保全又は利用上必要な施

改 正 前

を受けて行う事業(cに掲げる事業を除く。)

ウ 傾斜、土性その他の自然的条件からみてその近傍の 標準的な農地を超える生産をあげることができると認 められる農地(令第5条第3号)

② 許可の基準

原則として許可しない。ただし、転用行為が次のいず れかに該当する場合には、例外的に許可をすることがで きる。

- ア 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る 事業の用に供するために行われるものであること。(法 第4条第6項ただし書き)
- イ 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。(令第4条第1項第2号柱書、同項第1号イ)
- ウ 農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売 施設(以下、「農業用施設等」という。)に供するために 行われるものであること。(令第4条第1項第2号イ)
- (ア) 「農業用施設」には、次のいずれかが該当する。
 - a <u>農道</u>、農業用用排水路、農業用ため池、耕地防 風林等農地等の保全又は利用上必要な施設

- b 畜舎、温室、植物工場(閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。)、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、乾燥、調製、貯蔵、出荷の用に供する施設
- c たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具<mark>格納庫</mark>等農 業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設
- d 廃棄された<u>農畜産物</u>又は<u>廃棄された</u>農業生産 資材の処理の用に供する農業廃棄物処理施設 (家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166 号)第21条第1項の規定による埋却が必要と なる場合に備えて管理行為のみが行われる土地 を含む。)
- e 耕作又は養畜の事業のために必要不可欠な駐車場、トイレ、更衣室、事務所等
- (イ) 「農畜産物処理加工施設」には、その地域で生産される農畜産物<u>(主として当該施設を設置する者が生産する農畜産物又は当該施設が設置される市町村及びその近隣の市町村の区域内において生産される農畜産物をいう。(ウ)において同じ。)</u>を原料として処理<u>又は</u>加工を行う、精米所、果汁(瓶詰、缶詰)製造施設、漬物製造施設、野菜加工施設、製茶施設、い草加工施設、食肉処理加工施設等が該当する。

改 正 前

- b 畜舎、温室、植物工場(閉鎖された空間において生育環境を制御して農産物を安定的に生産する施設をいう。)、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等農畜産物の生産、集荷、乾燥、調製、貯蔵、出荷の用に供する施設
- c たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具<u>収納施設</u>等農 業生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設
- d 廃棄された<u>農産物</u>又は農業生産資材の処理の 用に供する農業廃棄物処理施設等

- e 耕作又は養畜の事業のために必要不可欠な駐車場、トイレ、更衣室、事務所等
- (イ) 「農畜産物処理加工施設」には、その地域で生産される農畜産物を原料として処理・加工を行う、精 米所、果汁(瓶詰、缶詰)製造施設、漬物製造施設、 野菜加工施設、製茶施設、い草加工施設、食肉処理 加工施設等が該当する。

- (ウ) 「農畜産物販売施設」には、その地域で生産される農畜産物<u>(当該農畜産物が処理又は加工されたものを含む。)</u>の販売を行う施設で、<u>農業者</u>自ら設置する施設のほか農業者の団体<u>、(イ)の処理又は加工を行う者</u>等が設置する地域特産物販売施設等が該当する。
- (エ) 農業用施設等の管理又は利用のために必要不可 欠な駐車場、トイレ、更衣室、事務所等については、 当該施設等と一体的に設置される場合には、農業用 施設等に該当する。
- (オ) 農業用施設等に附帯して太陽光発電設備等を農地に設置する場合、当該設備等が次に掲げる事項の全てに該当するときには、農業用施設に該当する。
 - a 当該農業用施設等と一体的に設置されること。
 - b 発電した電気は、当該農業用施設等に直接供 給すること。
 - c 発電能力が、当該農業用施設等の瞬間的な最 大消費電力を超えないこと。ただし、当該農業用 施設等の床面積を超えない規模であること。
- エ 地域の農業の振興に資する施設として次に掲げるものの用に供するために行われるものであること。(第1 種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認め

改 正 前

- (ウ) 「農畜産物販売施設」には、その地域で生産される農畜産物の販売を行う施設で、農家自ら設置する施設のほか農業者の団体等が設置する地域特産物販売施設等が該当する。
- (エ) 農業用施設等の管理又は利用のために必要不可 欠な駐車場、トイレ、更衣室、事務所等については、 当該施設等と一体的に設置される場合には、農業用 施設等に該当する。
- (オ) 農業用施設等に附帯して太陽光発電設備等を農地に設置する場合、当該設備等が次に掲げる事項の全てに該当するときには、農業用施設に該当する。
 - a 当該農業用施設等と一体的に設置されること。
 - b 発電した電気は、当該農業用施設等に直接供 給すること。
 - c 発電能力が、当該農業用施設等の瞬間的な最 大消費電力を超えないこと。ただし、当該農業用 施設等の床面積を超えない規模であること。
- エ 地域の農業の振興に資する施設として次に掲げるものの用に供するために行われるものであること。(第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認め

られるものに限る。)(令第4条第1項第2号イ、則第33条)

- (注) 「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に 設置することによってはその目的を達成するこ とができないと認められる」か否かの判断につ いては、①当該申請に係る事業目的、事業面積、 立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業 目的を達成することが可能な農地以外の土地、 第2種農地や第3種農地があるか否か、②その 土地を申請者が当該申請に係る事業目的に使用 することが可能か否か等により行う。
- (ア) 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域 間交流を図るために設置される施設

「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」とは、農業体験施設や農家レストランなど都市住民の農村への来訪を促すことにより地域を活性化したり、都市住民の農業・農村に対する理解を深める等の効果を発揮することを通じて、地域の農業に資するものをいう。

(イ) 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設 「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」 とは、その地域の農業従事者を相当数安定的に雇 用することが確実な工場、加工・流通業務施設等 の事業所その他土地利用の集約度の高い施設をい

改 正 前

られるものに限る。)(令第4条第1項第2号イ、則第33条)

- (注) 「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に 設置することによってはその目的を達成するこ とができないと認められる」か否かの判断につ いては、①当該申請に係る事業目的、事業面積、 立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業 目的を達成することが可能な農地以外の土地、 第2種農地や第3種農地があるか否か、②その 土地を申請者が当該申請に係る事業目的に使用 することが可能か否か等により行う。
- (ア) 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域 間交流を図るために設置される施設

「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」とは、農業体験施設や農家レストランなど都市住民の農村への来訪を促すことにより地域を活性化したり、都市住民の農業・農村に対する理解を深める等の効果を発揮することを通じて、地域の農業に資するものをいう。

(イ) 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設 「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」 とは、その地域の農業従事者を相当数安定的に雇 用することが確実な工場、加工・流通業務施設等 の事業所その他土地利用の集約度の高い施設をい

う。

「農業従事者」には、農業従事者の世帯員も含まれる。

「就業機会の増大に寄与する」か否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合を目安とし、当該割合がおおむね3割以上であれば、これに該当するものと判断する。

- (注) 農業従事者の雇用の確実性を判断するために、申請書に雇用計画及び申請者と地元 自治体との雇用協定を添付することを求めるものとする。
- (ウ) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための 施設

「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」とは、農業従事者の生活環境を改善するだけでなく、地域全体の活性化等を図ることにより、地域の農業の振興に資するものであり、農業従事者個人の住宅等特定の者が利用するものは含まれない。

(エ) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

これは集落の通常の発展の範囲内で集落を核と

改 正 前

う。

「農業従事者」には、農業従事者の世帯員も含まれる。

「就業機会の増大に寄与する」か否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合を目安とし、当該割合がおおむね3割以上であれば、これに該当するものと判断する。

- (注) 農業従事者の雇用の確実性を判断するために、申請書に雇用計画及び申請者と地元 自治体との雇用協定を添付することを求めるものとする。
- (ウ) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための 施設

「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」とは、農業従事者の生活環境を改善するだけでなく、地域全体の活性化等を図ることにより、地域の農業の振興に資するものであり、農業従事者個人の住宅等特定の者が利用するものは含まれない。

(エ) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの

これは集落の通常の発展の範囲内で集落を核と

した滲み出し的に行われる農地の転用は認める趣旨である。

「集落」とは、相当数の家屋が連たんして集合している区域をいい、その地域の平均的な規模であるか、集落としての機能を有しているか等に基づき個々に判断する。農村地域においては、様々な集落の形態があるところ、必ずしも全ての家屋の敷地が連続していなくとも、一定の連続した家屋を中心として、一定の区域に家屋が集合している場合には、一つの集落として取り扱う。

「集落に接続して」とは、既存の集落と間隔を置かないで接する状態をいう。この場合、申請地と集落の間に農地が介在する場合であっても、集落周辺の農地の利用状況等を踏まえ、周辺の土地の農業上の利用に支障がないと認められる次に掲げる事項の全てに該当する場合には、集落に接続していると判断する。

- a 申請に係る農地の位置からみて、集団的に存 在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがな いと認められること。
- b 集落の周辺の農地の利用状況等を勘案して、 既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と 認められること。

「日常生活上又は業務上必要な施設」には、店

改 正 前

した滲み出し的に行われる農地の転用は認める趣旨である。

「集落」とは、相当数の家屋が連たんして集合している区域をいい、その地域の平均的な規模であるか、集落としての機能を有しているか等に基づき個々に判断する。農村地域においては、様々な集落の形態があるところ、必ずしも全ての家屋の敷地が連続していなくとも、一定の連続した家屋を中心として、一定の区域に家屋が集合している場合には、一つの集落として取り扱う。

「集落に接続して」とは、既存の集落と間隔を置かないで接する状態をいう。この場合、申請地と集落の間に農地が介在する場合であっても、集落周辺の農地の利用状況等を踏まえ、周辺の土地の農業上の利用に支障がないと認められる次に掲げる事項の全てに該当する場合には、集落に接続していると判断する。

- a 申請に係る農地の位置からみて、集団的に存 在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがな いと認められること。
- b 集落の周辺の農地の利用状況等を勘案して、 既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と 認められること。

「日常生活上又は業務上必要な施設」には、店

舗、事務所、作業場等その集落に居住する者が生活を営む上で必要な施設全般が該当するが、その 集落の規模に比べて過大な施設(大型スーパーや 大規模事業所等)は該当しない。

- オ 申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は 不適当なものとして次に掲げる施設の用に供するため に行われるものであること。(令第4条第1項第2号 ロ、則第34条)
- (ア) 病院、療養所その他の医療事業の用に供する施設 でその目的を達成する上で市街地以外の地域に設 置する必要があるもの
- (イ) 火薬庫又は火薬類の製造施設
- (ウ) (ア) 又は (イ) に掲げる施設に類する施設 悪臭、騒音、廃煙等のため市街地の居住性を悪 化させるおそれのある施設をいい、ごみ焼却場、下 水又は糞尿等処理場等の施設が該当する。
- カ 特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。(令第4条第1項第2号ハ、則第35条)
- (ア) 調査研究(その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものに限る。)
- (イ) 土石その他の資源の採取
- (ウ) 水産動植物の養殖用施設その他これに類するも

改 正 前

舗、事務所、作業場等その集落に居住する者が生活を営む上で必要な施設全般が該当するが、その 集落の規模に比べて過大な施設(大型スーパーや 大規模事業所等)は該当しない。

- オ 申請に係る農地を市街地に設置することが困難又は 不適当なものとして次に掲げる施設の用に供するため に行われるものであること。(令第4条第1項第2号 ロ、則第34条)
- (ア) 病院、療養所その他の医療事業の用に供する施設 でその目的を達成する上で市街地以外の地域に設 置する必要があるもの
- (イ) 火薬庫又は火薬類の製造施設
- (ウ) (ア) 又は(イ) に掲げる施設に類する施設 悪臭、騒音、廃煙等のため市街地の居住性を悪 化させるおそれのある施設をいい、ごみ焼却場、下 水又は糞尿等処理場等の施設が該当する。
- カ 特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。(令第4条第1項第2号ハ、則第35条)
- (ア) 調査研究(その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものに限る。)
- (イ) 土石その他の資源の採取
- (ウ) 水産動植物の養殖用施設その他これに類するも

 \mathcal{O}

「水産動植物の養殖用施設」とは、水辺に設置される必要があるため特別の立地条件を必要とするものとして転用の許可をすることができることとするものであり、「これに類するもの」には、水産 ふ化場等が該当する。

- (エ) 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類 する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの
 - a 一般国道又は都道府県道の沿道の区域
 - b 高速自動車国道その他の自動車専用道路(高 架の道路その他の道路であって自動車の沿道へ の出入りができない構造のものに限る。)の出入 口の周囲おおむね300メートル以内の区域

「休憩所」とは、自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設であって、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を当該施設の内部に備えているもの(宿泊施設を除く。)をいう。したがって、駐車場及びトイレを備えているだけの施設は、「休憩所」に該当しない。

「流通業務施設」とは、流通業務市街地の整備に 関する法律(昭和41年法律第110号)第5条 第1項第1号から第5号までに掲げる施設をい い、具体的には、次の施設をいう。

(a) トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他

改 正 前

 \mathcal{O}

「水産動植物の養殖用施設」とは、水辺に設置される必要があるため特別の立地条件を必要とするものとして転用の許可をすることができることとするものであり、「これに類するもの」には、水産 ふ化場等が該当する。

- (エ) 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類 する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの
 - a 一般国道又は都道府県道の沿道の区域
 - b 高速自動車国道その他の自動車専用道路(高 架の道路その他の道路であって自動車の沿道へ の出入りができない構造のものに限る。)の出入 口の周囲おおむね300メートル以内の区域

「休憩所」とは、自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設であって、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を当該施設の内部に備えているもの(宿泊施設を除く。)をいう。

「流通業務施設」とは、流通業務市街地の整備に 関する法律(昭和41年法律第110号)第5条 第1項第1号から第5号までに掲げる施設をい い、具体的には、次の施設をいう。

(a) トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他

貨物の積卸しのための施設

- (b) 卸売市場
- (c) 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽又は貯木場
- (d) 上屋又は荷さばき場
- (e) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送 達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務 所又は店舗

「これらに類する施設」<u>には</u>、車両の通行上必要な施設として、自動車修理工場、食堂等の施設<u>が</u>該当する。

なお、コンビニエンスストア及びその駐車場(以下、「コンビニ等」という。)については、主要な道路の沿道において周辺に自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設が少ない場合には、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を備えているコンビニ等は、「これらに類する施設」に該当する施設として取り扱う。

「出入口」とは、インターチェンジにおける高速 自動車国道その他の自動車専用道路への進入路と 一般道との接続又は合流点をいう。

- (注) <u>「</u>おおむね<u>」</u>の範囲は、1割とする。
- (オ) 既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積 が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない ものに限る。)

改 正 前

貨物の積卸しのための施設

- (b) 卸売市場
- (c) 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽又は貯木場
- (d) 上屋又は荷さばき場
- (e) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送 達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務 所又は店舗

「これらに類する施設」<u>とは</u>、車両の通行上必要な施設として、自動車修理工場、食堂等の施設<u>をい</u>う。

なお、コンビニエンスストア及びその駐車場(以下、「コンビニ等」という。)については、主要な道路の沿道において周辺に自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設が少ない場合には、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を備えているコンビニ等は、「これらに類する施設」に該当する施設として取り扱う。

「出入口」とは、インターチェンジにおける高速 自動車国道その他の自動車専用道路への進入路と 一般道との接続又は合流点をいう。

- (注) おおむねの範囲は、1割とする。
- (オ) 既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る。)

「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいう。

- (カ) 第1種農地に係る転用事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設
- キ 隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。(事業の総面積に占める申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、甲種農地の面積の割合が5分の1を超えないものに限る。)(令第4条第1項第2号二、則第36条)
- ク 公益性が高いと認められる事業で次のいずれかに該 当するものに関する事業の用に供するために行われる ものであること。(令第4条第1項第2号ホ、則第37 条)
- (ア) 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又は使用することができる事業(太陽光を電気に変換する設備に関するものを除く。)
- (イ) 森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条第 1項各号に掲げる目的を達成するために行われる 森林の造成
- (ウ) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第

改 正 前

「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の 維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地 に施設を整備することをいう。

- (カ) 第1種農地に係る転用事業のために欠くことのできない通路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路その他の施設
- キ 隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。(事業の総面積に占める申請に係る第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、甲種農地の面積の割合が5分の1を超えないものに限る。)(令第4条第1項第2号二、則第36条)
- ク 公益性が高いと認められる事業で次のいずれかに該 当するものに関する事業の用に供するために行われる ものであること。(令第4条第1項第2号ホ、則第37 条)
- (ア) 土地収用法その他の法律により土地を収用し、又 は使用することができる事業(太陽光を電気に変換 する設備に関するものを除く。)
- (イ) 森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条第 1項各号に掲げる目的を達成するために行われる 森林の造成
- (ウ) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第

24条第1項に規定する関連事業計画若しくは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第9条第3項の規定による勧告に基づき行われる家屋の移転その他の措置又は同法第10条第1項若しくは第2項の規定による命令に基づき行われる急傾斜地崩壊防止工事

- (エ) 非常災害のために必要な応急処置
- (オ) 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為
- (カ) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第3条第 1項の工場立地調査簿に工場適地として記載され た土地の区域内において行われる工場又は事業場 の設置
- (キ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年 法律第147号)附則第5条第1項第1号に掲げる 業務
- (ク) 集落地域整備法 (昭和62年法律第63号)第5 条第1項の集落地区計画の定められた区域内にお いて行われる同項に規定する集落地区施設及び建 築物等の整備
- (ケ) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成1

改 正 前

24条第1項に規定する関連事業計画若しくは急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第9条第3項の規定による勧告に基づき行われる家屋の移転その他の措置又は同法第10条第1項若しくは第2項の規定による命令に基づき行われる急傾斜地崩壊防止工事

- (エ) 非常災害のために必要な応急処置
- (オ) 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為
- (カ) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第3条第 1項の工場立地調査簿に工場適地として記載され た土地の区域内において行われる工場又は事業場 の設置
- (キ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年 法律第147号)附則第5条第1項第1号に掲げる 業務
- (ク) 集落地域整備法(昭和62年法律第63号)第5 条第1項の集落地区計画の定められた区域内にお いて行われる同項に規定する集落地区施設及び建 築物等の整備
- (ケ) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平成1

0年法律第41号)第4条第1項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画(同条第4項及び第5項の規定による協議が調ったものに限る。) に従って行われる同法第2条に規定する優良田園住宅の建設

- (コ) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第3条第1項の農用地土壌汚染対策地域として指定された地域内にある農用地その他の農用地の土壌の同法第2条第3項に規定する特定有害物質による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業
- (サ) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能 エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成2 5年法律第81号)第5条第1項に規定する基本計 画に定められた同条第2項第2号に掲げる区域内 において同法第7条第1項に規定する設備整備計 画(当該設備整備計画のうち同条第2項第2号に掲 げる事項について同法第6条第1項に規定する協 議会における協議が調ったものであり、かつ、同法 第7条第4項第1号に掲げる行為に係る当該設備

改 正 前

0年法律第41号)第4条第1項の認定を受けた 同項に規定する優良田園住宅建設計画に従って行 われる同法第2条に規定する優良田園住宅の建設

- (コ) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第3条第1項の農用地土壌汚染対策地域として指定された地域内にある農用地その他の農用地の土壌の同法第2条第3項に規定する特定有害物質による汚染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺の土地の利用状況からみて農用地以外の土地として利用することが適当であると認められる農用地の利用の合理化に資する事業
- (サ) 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能 エネルギー電気の発電の促進に関する法律(平成2 5年法律第81号)第5条第1項に規定する基本計 画に定められた同条第2項第2号に掲げる区域内 において同法第7条第1項に規定する設備整備計 画(当該設備整備計画のうち同条第2項第2号に掲 げる事項について同法第6条第1項に規定する協 議会における協議が調ったものであり、かつ、同法 第7条第4項第1号に掲げる行為に係る当該設備

整備計画についての協議が調ったものに限る。)に 従って行われる同法第3条第2項に規定する再生 可能エネルギー発電設備の整備

- (シ) 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年 法律第117号)第21条第5項第2号に規定する 促進区域内において同法第21条の2第1項にお いて読み替えて適用する農林漁業の健全な発展と 調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促 進に関する法律第7条第1項の認定を受けた同項 に規定する設備整備計画に従って行われる同法第 3条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設 備の整備
- (ス) 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号) 第5条第1項の規定により作成された活性化計画 (当該活性化計画に記載された同条第2項第2号 ニに規定する事項及び同条第4項各号に掲げる事 項について同法第6条第1項に規定する協議会に おける協議が調ったものに限る。)に従って行われ る同法第5条第2項第2号ニに規定する事業
 - (注) (カ)、(キ)、(ク)、(サ) 及び(シ)については、農業上の土地利用との調整が調ったものに限る。

ケ 令第4条第1項第2号へに掲げる地域整備法の定め

改 正 前

整備計画についての協議が調ったものに限る。)に 従って行われる同法第3条第2項に規定する再生 可能エネルギー発電設備の整備

(新設)

(新設)

- (注) (カ)、(キ)、(ク) <u>及び</u>(サ) については、 農業上の土地利用との調整が調ったものに 限る。
- ケ 令第4条第1項第2号へに掲げる地域整備法の定め

るところに従って行われるものであること。(令第4条 第1項第2号へ)

(注) あらかじめ地域整備法による施設の整備と農業上の土地利用との調整を即地的に行う。

コ 農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画に従って行われるものであること。(令第4条第1項第2号へ、則第38条・第39条)

(3) 甲種農地 (令第6条)

① 要件

第1種農地の要件に該当する農地のうち市街化調整区域内にある特に良好な営農条件を備えている農地として次に掲げる要件に該当するもの

ア おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の 区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾 斜及び土性が高性能農業機械<u>(農作業の効率化又は農作業における身体の負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、農業経営の改善に寄与する農業機械をいう。)</u>による営農に適するものと認められること。(令第6条第1号、則第41条)

「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車 道等農業機械が横断することができない土地により囲

改 正 前

るところに従って行われるものであること。(令第4条 第1項第2号へ)

(新設)

コ 農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画に従って行われるものであること。(令第4条第1項第2号へ、則第38条・第39条)

(3) 甲種農地(令第6条)

① 要件

第1種農地の要件に該当する農地のうち市街化調整区 域内にある特に良好な営農条件を備えている農地とし て次に掲げる要件に該当するもの

ア おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地 の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾 斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの と認められること。(令第6条第1号、則第41条)

「一団の農地」とは、山林、宅地、河川、高速自動車 道等農業機械が横断することができない土地により囲

まれた集団的に存在する農地をいう。

農業用道路、農業用用排水施設、防風林等により分断されている場合や、農作物栽培高度化施設又は農業用施設が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地と判断する。

一般道路は、原則として分断要因としない。ただし、 片側2車線以上で中央分離帯が設置されている場合な ど、農業機械が容易に横断できない道路は分断要因と する。

河川は、原則として分断要因だが、農業機械が容易に横断又は迂回することができ、一体として利用することに支障がない場合は、分断要因として取り扱わない。

傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わない。

- (注1) 「おおむね」の範囲は、1割とする。
- (注2) 平均30アールの長方形にほ場整備された 一団の農地の区域内にある農地を高性能農業 機械による営農に適する「区画の面積」及び 「形状」とする。

改 正 前

まれた集団的に存在する農地をいう。

農業用道路、農業用用排水施設、防風林等により分断されている場合や農業用施設等が点在している場合であっても、実際に、農業機械が容易に横断し又は迂回することができ、一体として利用することに支障があると認められない場合には、一団の農地と判断する。

一般道路は、原則として分断要因としない。ただし、 片側2車線以上で中央分離帯が設置されている場合な ど、農業機械が容易に横断できない道路は分断要因と する。

河川は、原則として分断要因だが、農業機械が容易に横断又は迂回することができ、一体として利用することに支障がない場合は、分断要因として取り扱わない。

傾斜、土性その他の自然的条件からみて効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合には、一団の農地として取り扱わない。

- (注1) おおむねの範囲は、1割とする。
- (注2) 平均30アールの長方形にほ場整備された 一団の農地の区域内にある農地を高性能農業 機械による営農に適する「区画の面積」及び 「形状」とする。

- (注3) 「高性能農業機械」は、福岡県高性能農業機 械導入指針で定める高性能農業機械を<u>基準と</u> して判断する。
- イ 特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地のうち、当該事業(農地を開発すること又は農地の形質に変更を加えることによって当該農地を改良し、若しくは保全することを目的とする事業「いわゆる面的整備事業」に限る。)の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過したもの以外のもので、次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものであること。(令第6条第2号、則第42条)
- (ア) 次のいずれかに該当する事業であること(主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。)。
 - a 区画整理
 - b 農地又は採草放牧地の造成(昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。)
 - c 埋立て又は干拓
 - d 客土、暗きょ排水その他の農地又は採草放牧 地の改良又は保全のため必要な事業
- (イ) 次のいずれかに該当する事業であること。
 - a 国又は都道府県が行う事業
 - b 国又は都道府県が直接又は間接に経費の全部

改 正 前

- (注3) 「高性能農業機械」<u>と</u>は、福岡県<u>特定</u>高性能 農業機械導入指針で定める<u>特定</u>高性能農業機 械をいう。
- イ 特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地 のうち、当該事業(農地を開発すること又は農地の形 質に変更を加えることによって当該農地を改良し、若 しくは保全することを目的とする事業「いわゆる面的 整備事業」に限る。)の工事が完了した年度の翌年度の 初日から起算して8年を経過したもの以外のもので、 次の(ア)及び(イ)の要件を満たすものであること。 (令第6条第2号、則第42条)
- (ア) 次のいずれかに該当する事業であること(主として農地又は採草放牧地の災害を防止することを目的とするものを除く。)。
 - a 区画整理
 - b 農地又は採草放牧地の造成(昭和35年度以前の年度にその工事に着手した開墾建設工事を除く。)
 - c 埋立て又は干拓
 - d 客土、暗きょ排水その他の農地又は採草放牧 地の改良又は保全のため必要な事業
- (イ) 次のいずれかに該当する事業であること。
 - a 国又は都道府県が行う事業
 - b 国又は都道府県が直接又は間接に経費の全部

又は一部を補助する事業

- (注1) 「工事が完了した年度」については、土地改良事業の工事の場合にあっては土地改良法第 113条の3第2項又は第3項の規定による 公告により、土地改良事業以外の事業の工事の 場合にあっては事業実績報告等により確認する。
- (注2) 「施行に係る区域」には、特定土地改良事業等の工事を完了した区域だけでなく、同事業等を実施中である区域を含むが、同事業等の調査計画の段階であるものは含まない。

② 許可の基準

原則として許可しない。ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

- ア 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る 事業の用に供するために行われるものであること。(法 第4条第6項ただし書)
- イ 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。(令第4条第1項第2号柱書、同項第1号イ)
- ウ 農業用施設等に供するために行われるものであるこ

改 正 前

又は一部を補助する事業

- (注1) 「工事が完了した年度」については、土地改良事業の工事の場合にあっては土地改良法第 113条の3第2項又は第3項の規定による 公告により、土地改良事業以外の事業の工事の 場合にあっては事業実績報告等により確認する。
- (注2) 「施行に係る区域」には、特定土地改良事業 等の工事を完了した区域だけでなく、同事業等 を実施中である区域を含むが、同事業等の調査 計画の段階であるものは含まない。

② 許可の基準

原則として許可しない。ただし、転用行為が次のいずれかに該当する場合には、例外的に許可をすることができる。

- ア 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る 事業の用に供するために行われるものであること。(法 第4条第6項ただし書)
- イ 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。(令第4条第1項第2号柱書、同項第1号イ)
- ウ 農業用施設等に供するために行われるものであるこ

と。(令第4条第1項第2号イ)

- エ 地域の農業の振興に資する施設として次に掲げるものの用に供するために行われるものであること。(第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。)(令第4条第1項第2号イ、則第33条)
 - (注) 「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に 設置することによってはその目的を達成するこ とができないと認められる」か否かの判断につ いては、①当該申請に係る事業目的、事業面積、 立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業 目的を達成することが可能な農地以外の土地、 第2種農地や第3種農地があるか否か、②その 土地を申請者が当該申請に係る事業目的に使用 することが可能か否か等により行う。
- (ア) 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域 間交流を図るために設置される施設

「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」とは、農業体験施設や農家レストランなど都市住民の農村への来訪を促すことにより地域を活性化したり、都市住民の農業・農村に対する理解を深める等の効果を発揮することを通じて、地域の農業に資するものをいう。

改 正 前

と。(令第4条第1項第2号イ)

- エ 地域の農業の振興に資する施設として次に掲げるものの用に供するために行われるものであること。(第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に設置することによってはその目的を達成することができないと認められるものに限る。)(令第4条第1項第2号イ、則第33条)
 - (注) 「第1種農地及び甲種農地以外の周辺の土地に 設置することによってはその目的を達成するこ とができないと認められる」か否かの判断につ いては、①当該申請に係る事業目的、事業面積、 立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業 目的を達成することが可能な農地以外の土地、 第2種農地や第3種農地があるか否か、②その 土地を申請者が当該申請に係る事業目的に使用 することが可能か否か等により行う。
- (ア) 都市住民の農業の体験その他の都市等との地域 間交流を図るために設置される施設

「都市等との地域間交流を図るために設置される施設」とは、農業体験施設や農家レストランなど都市住民の農村への来訪を促すことにより地域を活性化したり、都市住民の農業・農村に対する理解を深める等の効果を発揮することを通じて、地域の農業に資するものをいう。

 (\mathcal{A})

う。

「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」 とは、その地域の農業従事者を相当数安定的に雇 用することが確実な工場、加工・流通業務施設等 の事業所その他土地利用の集約度の高い施設をい

農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設

「農業従事者」には、農業従事者の世帯員も含まれる。

「就業機会の増大に寄与する」か否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合を目安とし、当該割合がおおむね3割以上であれば、これに該当するものと判断する。

- (注) 農業従事者の雇用の確実性を判断するために、申請書に雇用計画及び申請者と地元自治体との雇用協定を添付することを求めるものとする。
- (ウ) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための 施設

「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」とは、農業従事者の生活環境を改善するだけでなく、地域全体の活性化等を図ることにより、地域の農業の振興に資するものであり、農業従事者個人の住宅等特定の者が利用するものは含

改 正 前

(イ) 農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設 「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」 とは、その地域の農業従事者を相当数安定的に雇 用することが確実な工場、加工・流通業務施設等 の事業所その他土地利用の集約度の高い施設をい う。

「農業従事者」には、農業従事者の世帯員も含まれる。

「就業機会の増大に寄与する」か否かは、当該施設において新たに雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合を目安とし、当該割合がおおむね3割以上であれば、これに該当するものと判断する。

- (注) 農業従事者の雇用の確実性を判断するために、申請書に雇用計画及び申請者と地元自治体との雇用協定を添付することを求めるものとする。
- (ウ) 農業従事者の良好な生活環境を確保するための 施設

「農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設」とは、農業従事者の生活環境を改善するだけでなく、地域全体の活性化等を図ることにより、地域の農業の振興に資するものであり、農業従事者個人の住宅等特定の者が利用するものは含

まれない。

(エ) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもので、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないもの

これは集落の通常の発展の範囲内で集落を核とした滲み出し的に行われる農地の転用は認める趣旨である。

「集落」とは、相当数の家屋が連たんして集合している区域をいい、その地域の平均的な規模であるか、集落としての機能を有しているか等に基づき個々に判断する。農村地域においては、様々な集落の形態があるところ、必ずしも全ての家屋の敷地が連続していなくとも、一定の連続した家屋を中心として、一定の区域に家屋が集合している場合には、一つの集落として取り扱う。

「集落に接続して」とは、既存の集落と間隔を置かないで接する状態をいう。この場合、申請地と集落の間に農地が介在する場合であっても、集落周辺の農地の利用状況等を踏まえ、周辺の土地の農業上の利用に支障がないと認められる次に掲げる事項の全てに該当する場合には、集落に接続していると判断する。

a 申請に係る農地の位置からみて、集団的に存

改 正 前

まれない。

(エ) 住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもので、敷地面積がおおむね500平方メートルを超えないもの

これは集落の通常の発展の範囲内で集落を核とした滲み出し的に行われる農地の転用は認める趣旨である。

「集落」とは、相当数の家屋が連たんして集合している区域をいい、その地域の平均的な規模であるか、集落としての機能を有しているか等に基づき個々に判断する。農村地域においては、様々な集落の形態があるところ、必ずしも全ての家屋の敷地が連続していなくとも、一定の連続した家屋を中心として、一定の区域に家屋が集合している場合には、一つの集落として取り扱う。

「集落に接続して」とは、既存の集落と間隔を置かないで接する状態をいう。この場合、申請地と集落の間に農地が介在する場合であっても、集落周辺の農地の利用状況等を踏まえ、周辺の土地の農業上の利用に支障がないと認められる次に掲げる事項の全てに該当する場合には、集落に接続していると判断する。

a 申請に係る農地の位置からみて、集団的に存

在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがないと認められること。

b 集落の周辺の農地の利用状況等を勘案して、 既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と 認められること。

「日常生活上又は業務上必要な施設」には、店舗、事務所、作業場等その集落に居住する者が生活を営む上で必要な施設全般が該当するが、その集落の規模に比べて過大な施設(大型スーパーや大規模事業所等)は該当しない。

- (注) 「おおむね」の範囲は、1割とする。
- オ 特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。(令第4条第1項第2号ハ、則第35条)
- (ア) 調査研究(その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものに限る。)
- (イ) 土石その他の資源の採取
- (ウ) 水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの

「水産動植物の養殖用施設」とは、水辺に設置される必要があるため特別の立地条件を必要とするものとして転用の許可をすることができることとするものであり、「これに類するもの」には、水産ふ

改 正 前

在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがないと認められること。

b 集落の周辺の農地の利用状況等を勘案して、 既存の集落と申請に係る農地の距離が最小限と 認められること。

「日常生活上又は業務上必要な施設」には、店舗、事務所、作業場等その集落に居住する者が生活を営む上で必要な施設全般が該当するが、その集落の規模に比べて過大な施設(大型スーパーや大規模事業所等)は該当しない。

- (注) おおむねの範囲は、1割とする。
- オ 特別の立地条件を必要とする次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。(令第4条第1項第2号ハ、則第35条)
- (ア) 調査研究(その目的を達成する上で申請に係る土地をその用に供することが必要であるものに限る。)
- (イ) 土石その他の資源の採取
- (ウ) 水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの

「水産動植物の養殖用施設」とは、水辺に設置される必要があるため特別の立地条件を必要とするものとして転用の許可をすることができることとするものであり、「これに類するもの」には、水産ふ

化場等が該当する。

- (エ) 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類 する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの
 - a 一般国道又は都道府県道の沿道の区域
 - b 高速自動車国道その他の自動車専用道路(高 架の道路その他の道路であって自動車の沿道へ の出入りができない構造のものに限る。)の出入 口の周囲おおむね300メートル以内の区域

「休憩所」とは、自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設であって、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を当該施設の内部に備えているもの(宿泊施設を除く。)をいう。したがって、駐車場及びトイレを備えているだけの施設は、「休憩所」に該当しない。

「流通業務施設」とは、流通業務市街地の整備に 関する法律第5条第1項第1号から第5号までに 掲げる施設をいい、具体的には、次の施設をいう。

- (a) トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他 貨物の積卸しのための施設
 - (b) 卸売市場
 - (c) 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽又は貯木場
 - (d) 上屋又は荷さばき場
 - (e) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送 達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務

改 正 前

化場等が該当する。

- (エ) 流通業務施設、休憩所、給油所その他これらに類 する施設で、次に掲げる区域内に設置されるもの
 - a 一般国道又は都道府県道の沿道の区域
 - b 高速自動車国道その他の自動車専用道路(高 架の道路その他の道路であって自動車の沿道へ の出入りができない構造のものに限る。)の出入 口の周囲おおむね300メートル以内の区域

「休憩所」とは、自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設であって、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を当該施設の内部に備えているもの(宿泊施設を除く。)をいう。

「流通業務施設」とは、流通業務市街地の整備に 関する法律第5条第1項第1号から第5号までに 掲げる施設をいい、具体的には、次の施設をいう。

- (a) トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他 貨物の積卸しのための施設
 - (b) 卸売市場
 - (c) 倉庫、野積場若しくは貯蔵槽又は貯木場
 - (d) 上屋又は荷さばき場
- (e) 道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送 達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務

所又は店舗

「これらに類する施設」<u>には</u>、車両の通行上必要な施設として、自動車修理工場、食堂等の施設<u>が</u>該当する。

なお、コンビニ等については、主要な道路の沿道において周辺に自動車の運転者が休憩のため利用することができる施設が少ない場合には、駐車場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有する空間を備えているコンビニ等は、「これらに類する施設」に該当する施設として取り扱う。

「出入口」とは、インターチェンジにおける高速 自動車国道その他の自動車専用道路への進入路と 一般道との接続又は合流点をいう。

- (注) <u>「</u>おおむね<u>」</u>の範囲は、1割とする。
- (オ) 既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積 が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない ものに限る。)

「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいう。

カ 隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。(事業の総面積に占める申請に係る

改 正 前

所又は店舗

「これらに類する施設」<u>とは</u>、車両の通行上必要な施設として、自動車修理工場、食堂等の施設<u>を</u>いう。

なお、コンビニ等については、主要な道路の沿 道において周辺に自動車の運転者が休憩のため利 用することができる施設が少ない場合には、駐車 場及びトイレを備え、休憩のための座席等を有す る空間を備えているコンビニ等は、「これらに類す る施設」に該当する施設として取り扱う。

「出入口」とは、インターチェンジにおける高速 自動車国道その他の自動車専用道路への進入路と 一般道との接続又は合流点をいう。

- (注) おおむねの範囲は、1割とする。
- (オ) 既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積 が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えない ものに限る。)

「既存の施設の拡張」とは、既存の施設の機能の維持・拡充等のため、既存の施設に隣接する土地に施設を整備することをいう。

カ 隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであること。(事業の総面積に占める申請に係る

- 第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、 甲種農地の面積の割合が5分の1を超えないものに限 る。)(令第4条第1項第2号二、則第36条)
- キ 公益性が高いと認められる事業で次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。(令第4条第1項第2号ホ、則第37条)
 - (ア) 森林法第25条第1項各号に掲げる目的を達成 するために行われる森林の造成
- (イ) 非常災害のために必要な応急処置
- (ウ) 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為
- (エ) 集落地域整備法第5条第1項の集落地区計画の 定められた区域内において行われる同項に規定す る集落地区施設及び建築物等の整備
- (オ) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けた同項に規定する優良田園住宅建設計画(同条第4項及び第5項の規定による協議が調ったものに限る。)に従って行われる同法第2条に規定する優良田園住宅の建設
- (カ) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条 第1項の農用地土壌汚染対策地域として指定され

改 正 前

- 第1種農地の面積の割合が3分の1を超えず、かつ、 甲種農地の面積の割合が5分の1を超えないものに限 る。)(令第4条第1項第2号二、則第36条)
- キ 公益性が高いと認められる事業で次のいずれかに該当するものに関する事業の用に供するために行われるものであること。(令第4条第1項第2号ホ、則第37条)
 - (ア) 森林法第25条第1項各号に掲げる目的を達成 するために行われる森林の造成
- (イ) 非常災害のために必要な応急処置
- (ウ) 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為
- (エ) 集落地域整備法第5条第1項の集落地区計画の 定められた区域内において行われる同項に規定す る集落地区施設及び建築物等の整備
- (オ) 優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条 第1項の認定を受けた同項に規定する優良田園住 宅建設計画に従って行われる同法第2条に規定す る優良田園住宅の建設
- (カ) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第3条 第1項の農用地土壌汚染対策地域として指定され

た地域内にある農用地その他の農用地の土壌の同 法第2条第3項に規定する特定有害物質による汚 染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の 流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺 の土地の利用状況からみて農用地以外の土地とし て利用することが適当であると認められる農用地 の利用の合理化に資する事業

- (注) (エ) については、農業上の土地利用との 調整が調ったものに限る。
- ク 令第4条第1項第2号へに掲げる地域整備法の定めるところに従って行われるものであること。(令第4条 第1項第2号へ)
 - (注) あらかじめ地域整備法による施設の整備と農業上の土地利用との調整を即地的に行う。
- ケ 農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画に従って行われるものであること。(令第4条第1項第2号へ、則第38条・第39条)
- (4) 第3種農地(法第4条第6項第1号口(1))
 - ① 要件

農用地区域内にある農地以外の農地のうち、市街地の 区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地

改 正 前

た地域内にある農用地その他の農用地の土壌の同 法第2条第3項に規定する特定有害物質による汚 染に起因して当該農用地で生産された農畜産物の 流通が著しく困難であり、かつ、当該農用地の周辺 の土地の利用状況からみて農用地以外の土地とし て利用することが適当であると認められる農用地 の利用の合理化に資する事業

- (注) (エ) については、農業上の土地利用との 調整が調ったものに限る。
- ク 令第4条第1項第2号へに掲げる地域整備法の定めるところに従って行われるものであること。(令第4条 第1項第2号へ)

(新設)

- ケ 農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画又は同計画に沿って当該計画に係る区域内の農地の効率的な利用を図る観点から市町村が策定する計画に従って行われるものであること。(令第4条第1項第2号へ、則第38条・第39条)
- (4) 第3種農地(法第4条第6項第1号口(1))
 - ① 要件

農用地区域内にある農地以外の農地のうち、市街地の 区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地

で、次に掲げる区域内にあるもの<u>(令第7条、則第43条及び第44条)</u>。なお、第3種農地の要件に該当する場合には、同時に第1種農地の要件に該当する場合であっても、第3種農地として区分される<u>(法第4条第6項第1号</u>口括弧書)。

- ア 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他 の公益的施設の整備の状況が次に掲げる程度に達して いる区域(令第7条第1号、則第43条)
- (ア) 水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路(幅員4メートル以上の道及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい、高速自動車国道その他の自動車専用道路(高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。)及び農業用道路を除く。)の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。
 - (注1) 「おおむね」の範囲は、1割とする。
 - (注2) 「教育施設、医療施設その他の公共施設 又は公益的施設」は、市街化の指標とな

改 正 前

で、次に掲げる区域内にあるもの。<u>ただし</u>、第3種農地の 要件に該当する場合には、同時に第1種農地の要件に該 当する場合であっても、第3種農地として区分される。

- ア 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他 の公益的施設の整備の状況が次に掲げる程度に達して いる区域(令第7条第1号、則第43条)
- (ア) 水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路(幅員4メートル以上の道及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項の規定による指定を受けた道で現に一般交通の用に供されているものをいい、高速自動車国道その他の自動車専用道路(高架の道路その他の道路であって自動車の沿道への出入りができない構造のものに限る。)及び農業用道路を除く。)の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存すること。
 - (注1) 「おおむね」の範囲は、1割とする。
 - (注2) 「教育施設、医療施設その他の公共施設 又は公益的施設」は、市街化の指標とな

り、かつ住宅等の施設を誘引することが 期待できるものを対象とする。

具体例としては、学校、幼稚園、病院、 医院、市役所・町村役場(支所を含む。 また、政令指定市については区役所、出 張所を含む。)、国・県の合同庁舎、総合 庁舎、市町村の大規模な複合施設、認可 保育所等の都市的施設が該当する。

なお、針灸・整体・整骨院、市役所及び 町村役場の出張所、国・県の単独の出先 事務所、地区集会所・地区公民館、警察 署、消防署、郵便局、銀行、公園、汚水 処理場等は該当しない。

- (イ) 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね3 00メートル以内に次に掲げる施設のいずれかが 存すること。
 - a 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場
 - b 高速自動車国道その他の自動車専用道路(高 架の道路その他の道路であって自動車の沿道へ の出入りができない構造のものに限る。)の出入 ロ

「出入口」とは、インターチェンジにおける高速自動車国道その他の自動車専用道路への進入

改 正 前

り、かつ住宅等の施設を誘引することが 期待できるものを対象とする。

具体例としては、学校、幼稚園、病院、 医院、市役所・町村役場(支所を含む。 また、政令指定市については区役所、出 張所を含む。)、国・県の合同庁舎、総合 庁舎、市町村の大規模な複合施設、認可 保育所等の都市的施設が該当する。

なお、針灸・整体・整骨院、市役所及び 町村役場の出張所、国・県の単独の出先 事務所、地区集会所・地区公民館、警察 署、消防署、郵便局、銀行、公園、汚水 処理場等は該当しない。

- (イ) 申請に係る農地又は採草放牧地からおおむね3 00メートル以内に次に掲げる施設のいずれかが 存すること。
 - (a) 鉄道の駅、軌道の停車場<u>バスターミナル</u> (バス停留所は含まない。) 又は船舶の発着場
 - b 高速自動車国道その他の自動車専用道路(高 架の道路その他の道路であって自動車の沿道へ の出入りができない構造のものに限る。)の出入

「出入口」とは、インターチェンジにおける高速自動車国道その他の自動車専用道路への進入

路と一般道との接続又は合流点をいう。

- c 都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場(これらの支所を含む。)
- d その他 a から c までに掲げる施設に類する施設

具体的には、バスターミナル (バス停留所は 含まない。)等が想定される。

- (注) 「おおむね」の範囲は、1割とする。
- イ 宅地化の状況が次のいずれかに該当する程度に達している区域(令第7条第2号、則第44条)
- (ア) 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公 共施設若しくは公益的施設が連たんしていること。
- (イ) 街区(道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒 久的な施設又は河川、水路等によって区画された地 域をいう。以下同じ。)の面積に占める宅地の面積の 割合が40パーセントを超えていること。
- (ウ) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条 第1項第1号に規定する用途地域が定められてい ること(農業上の土地利用との調整が調ったものに 限る。)。

なお、農作物栽培高度化施設用地に用途地域の 指定又は変更がなされた場合には、当該指定又は 変更がなされたことをもって農業上の土地利用と の調整が調ったものとはならない。

改 正 前

路と一般道との接続又は合流点をいう。

- c 都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場(これらの支所を含む。)
- d その他 a から c までに掲げる施設に類する施設

(新設)

- (注) 「おおむね」の範囲は、1割とする。
- イ 宅地化の状況が次のいずれかに該当する程度に達している区域(令第7条第2号、則第44条)
- (ア) 住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公 共施設若しくは公益的施設が連たんしていること。
- (イ) 街区(道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒 久的な施設又は河川、水路等によって区画された地 域をいう。以下同じ。)の面積に占める宅地の面積の 割合が40パーセントを超えていること。
- (ウ) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条 第1項第1号に規定する用途地域が定められてい ること(農業上の土地利用との調整が調ったものに 限る。)。

(新設)

- ウ 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2 条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域(令第7条第3号)
- ② 許可の基準 原則として許可する。
- (5) 第2種農地(法第4条第6項第1号口(2))
 - ① 要件

農用地区域内にある農地<u>及び</u>甲種農地以外の農地で、 次の要件に該当するもの。<u>なお、アに掲げる</u>要件に該当する場合には、同時に第1種農地の要件に該当する場合で あっても、第2種農地として区分される<u>(法第4条第6項</u> 第1号口括弧書)。

- ア 市街地の区域又は市街地化の著しい区域に近接する 区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地 で、次に掲げる区域内にあるもの(法第4条第6項第 1号ロ(2))
- (ア) 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況からみて(4)の第3種農地の要件アに掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として次に掲げるもの(令第8条第1号、則第45条)
 - a 相当数の街区を形成している区域
 - b 次に掲げる施設の周囲おおむね500メートル (当該施設を中心とする半径500メートル

改 正 前

- ウ 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第2 条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域(令第7条第3号)
- ② 許可の基準 原則として許可する。
- (5) 第2種農地(法第4条第6項第1号口(2))
 - ① 要件

農用地区域内にある農地、甲種農地、第1種農地及び第 3種農地以外の農地で、次の要件に該当するもの。ただ し、第2種農地の要件に該当する場合には、同時に第1 種農地の要件に該当する場合であっても、第2種農地と して区分される。

- ア <u>農用地区域内にある農地以外の農地のうち、</u>市街地の区域又は市街地化の著しい区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、次に掲げる区域内にあるもの(法第4条第6項第1号ロ(2))
- (ア) 道路、下水道その他の公共施設又は鉄道の駅その他の公益的施設の整備の状況からみて(4)の第3種農地の要件アに掲げる区域に該当するものとなることが見込まれる区域として次に掲げるもの(令第8条第1号、則第45条)
 - a 相当数の街区を形成している区域
 - b 次に掲げる施設の周囲おおむね500メートル (当該施設を中心とする半径500メートル

の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40パーセントを超える場合にあっては、その割合が40パーセントとなるまで当該施設を中心とする円の半径を延長したときの当該半径の長さ又は1キロメートルのいずれか短い距離)以内の区域

- (a) 鉄道の駅、軌道の停車場又は船舶の発着場
- (b) 都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場 (これらの支所を含む。)
- (c) その他(a)及び(b)に掲げる施設に類す る施設

具体的には、バスターミナル (バス停留所 は含まない。)等が想定される。

- (注) 「おおむね」の範囲は、1割とする。
- (イ) 宅地化の状況からみて(4)の第3種農地の要件 イに該当するものとなることが見込まれる区域と して、宅地化の状況が同要件イの(ア)に掲げる程 度に達している区域に近接する区域内にある農地 の区域で、その規模がおおむね10~クタール未満 であるもの(令第8条第2号、則第46条)

「近接する区域」とは、おおむね500メートル 以内の区域をいう。

(注) 「おおむね」の範囲は、1割とする。

改 正 前

の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内 にある宅地の面積の割合が40パーセントを超 える場合にあっては、その割合が40パーセン トとなるまで当該施設を中心とする円の半径を 延長したときの当該半径の長さ又は1キロメー トルのいずれか短い距離)以内の区域

- (a) 鉄道の駅、軌道の停車場<u>バスターミナル</u> (バス停留所は含まない。)又は船舶の発着場
- (b) 都道府県庁、市役所、区役所又は町村役場 (これらの支所を含む。)
- (c) その他(a)及び(b)に掲げる施設に類する施設

(新設)

- (注)「おおむね」の範囲は、1割とする。
- (イ) 宅地化の状況からみて(4)の第3種農地の要件 イに該当するものとなることが見込まれる区域と して、宅地化の状況が同要件イの(ア)に掲げる程 度に達している区域に近接する区域内にある農地 の区域で、その規模がおおむね10~クタール未満 であるもの(令第8条第2号、則第46条)

「近接する区域」とは、おおむね500メートル 以内の区域をいう。

(注) 「おおむね」の範囲は、1割とする。

- イ 第1種農地及び第3種農地並びにアに掲げる要件の いずれの要件にも該当しない農地
 - (注) 具体的には、中山間地域等に存在する農業公 共投資の対象となっていない小集団の生産性の 低い農地等<u>が該当する。</u>

② 許可の基準

申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可しない。(法第4条第6項第2号)

ただし、この場合であっても、次に掲げる場合には、例 外的に許可をすることができる。

- ア 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る 事業の用に供するために行われるものである場合(法 第4条第6項ただし書)
- イ (2)の第1種農地の②の許可の基準ウ、エ、オ、ク、ケ又はコのいずれかに該当する場合(令第4条第2項)
- (注1) 「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土

改 正 前

イ (新設)

農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低 い農地等

② 許可の基準

申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合には、原則として許可しない。(法第4条第6項第2号)

ただし、この場合であっても、次に掲げる場合には、例 外的に許可をすることができる。

- ア 土地収用法第26条第1項の規定による告示に係る 事業の用に供するために行われるものである場合(法 第4条第6項ただし書)
- イ (2) の第1 種農地の許可の基準ウ、エ、オ、ク、ケ 又はコのいずれかに該当する場合(令第4条第2項)
- (注1) 「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる」か否かの判断については、①当該申請に係る事業目的、事業面積、立地場所等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土

地や第3種農地があるか否か、②その土地を申 請者が転用許可申請に係る事業目的に使用する ことが可能か否か等により行う。

- (注2) イ以外の第1種農地の許可相当事由に該当する場合は、土地の代替性がないものとして当然に許可することができる。
- 3 一般基準(法第4条第6項第3号から第6号まで) 立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当す るときには許可しない。
- (1) 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合(法第4条第6項第3号)
 - ① 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認め られないこと。(法第4条第6項第3号)
 - ア 転用目的を実現するための資金調達計画がない場合
 - (注) 預金残高証明書や金融機関からの融資証明書 等により判断する。
 - イ 申請者が適格性を欠いている場合
 - (注) 申請者が自然人である場合は法律上行為能力 を有する者であること、また、申請者が法人であ る場合は、申請に係る内容が定款又は<u>寄附行為</u> 等において定められた目的又は業務に適合する ことにより、申請適格があると判断する。
 - ウ 申請者が違反転用を行っており、農業委員会又は福

改 正 前

地や第3種農地があるか否か、②その土地を申 請者が転用許可申請に係る事業目的に使用する ことが可能か否か等により行う。

- (注2) イ以外の第1種農地の許可相当事由に該当する場合は、土地の代替性がないものとして当然に許可することができる。
- 3 一般基準(法第4条第6項第3号から第6号まで) 立地基準に適合する場合であっても、次のいずれかに該当す るときには許可しない。
- (1) 農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合(法第4条第6項第3号)
 - ① 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められないこと。(法第4条第6項第3号)
 - ア 転用目的を実現するための資金調達計画がない場合
 - (注) 預金残高証明書や金融機関からの融資証明書 等により判断する。
 - イ 申請者が適格性を欠いている場合
 - (注) 申請者が自然人である場合は法律上行為能力 を有する者であること、また、申請者が法人であ る場合は、申請に係る内容が定款又は<u>寄付行為</u> 等において定められた目的又は業務に適合する ことにより、申請適格があると判断する。
 - ウ 申請者が違反転用を行っており、農業委員会又は福

岡県から文書によって是正の指導若しくは勧告を受けているにもかかわらず是正の目途がたっていないと判断される場合又は法第51条の規定による処分を受けている場合

- エ 申請者の過去の実績が適正でない場合
- (ア) 過去に受けた転用許可について、<u>事業計画</u>どおり に完了していないこと
- (イ) 過去に受けた転用許可について、次に掲げる場合 に、福岡県から文書による事業促進の指導又は当該 指導に従わない場合の許可処分取消勧告を受けて いるにもかかわらず、事業計画の過半を完了してい ないこと(転用目的が建売住宅の場合を除く。)
 - a 事業計画に定められた転用事業の着手時期 (期別の事業計画によるものにあっては、期別 の転用事業の着手時期)から3か月以上経過し てもなお転用事業に着手していない場合
 - b 事業計画に定められた事業期間の中間時点 (期別の事業計画によるものにあっては、期別 の事業期間の中間時点)において、転用事業に着 手されているものの、その進捗度合が事業計画 に定める中間時点における達成度合に比べてお おむね3割以上遅れていると認められる場合
 - c 事業計画に定められた完了時期(期別の事業 計画によるものにあっては、期別の転用事業の

改 正 前

岡県から文書によって是正の指導若しくは勧告を受けているにもかかわらず是正の目途がたっていないと判断される場合又は法第51条の規定による処分を受けている場合

- エ 申請者の過去の実績が適正でない場合
- (ア) 過去に受けた転用許可について、<u>転用目的</u>どおりに完了していないこと
 - (イ) 過去に受けた転用許可について、次に掲げる場合 に、福岡県から文書による事業促進の指導又は当該 指導に従わない場合の許可処分取消勧告を受けて いるにもかかわらず、事業計画の過半を完了してい ないこと(転用目的が建売住宅の場合を除く。)
 - a 事業計画に定められた転用事業の着手時期 (期別の事業計画によるものにあっては、期別 の転用事業の着手時期)から3か月以上経過し てもなお転用事業に着手していない場合
 - b 事業計画に定められた事業期間の中間時点 (期別の事業計画によるものにあっては、期別 の事業期間の中間時点)において、転用事業に着 手されているものの、その進捗度合が事業計画 に定める中間時点における達成度合に比べてお おむね3割以上遅れていると認められる場合
 - c 事業計画に定められた完了時期(期別の事業 計画によるものにあっては、期別の転用事業の

完了時期)から3か月以上経過してもなお転用 事業が完了していない場合

- (ウ) 過去に受けた転用許可の目的が建売住宅の場合、 次のいずれかに該当すること
 - a 事業計画に定められた工事着工時期から3か 月以上経過してもなお工事に着手していない場 合
 - b 転用期間中のものにあっては、建物建設工事期間に対する経過期間の比率を、事業計画に定められた建築戸数に乗じた戸数の過半を完了していない場合
 - c 事業計画に定められた完了時期を経過しても 建築戸数の過半を完了していない場合
 - (注) 非常災害による場合や埋蔵文化財が発見 された場合など、完了又は遅延した理由が やむを得ない事情によるものは除く。
- (エ) 転用許可の目的が「特定建築条件付売買予定地」である場合、当該転用事業者が過去に受けた転用許可について、以下のいずれかに該当すること
 - a 許可に付した条件を履行しなかった場合
 - b 住宅等の建設を目的として転用許可を受けた にもかかわらず、住宅等の建設を行わず造成し た土地を放置し、又は必要な許可を得ずに転売

改 正 前

完了時期)から3か月以上経過してもなお転用 事業が完了していない場合

- (ウ) 過去に受けた転用許可の目的が建売住宅の場合、 次のいずれかに該当すること
 - a 事業計画に定められた工事着工時期から3か 月以上経過してもなお工事に着手していない場
 - b 転用期間中のものにあっては、建物建設工事期間に対する経過期間の比率を、事業計画に定められた建築戸数に乗じた戸数の過半を完了していない場合
 - c 事業計画に定められた完了時期を経過しても 建築戸数の過半を完了していない場合
 - (注) 非常災害による場合や埋蔵文化財が発見 された場合など、完了又は遅延した理由が やむを得ない事情によるものは除く。
- (エ) 転用許可の目的が「特定建築条件付売買予定地」である場合、当該転用事業者が過去に受けた 転用許可について、以下のいずれかに該当すること
 - a 許可に付した条件を履行しなかった場合
 - b 住宅等の建設を目的として転用許可を受けた にもかかわらず、住宅等の建設を行わず造成し た土地を放置し、又は必要な許可を得ずに転売

したことに対して必要な措置を取らなかった場 合

- (注) 事業者が自ら販売できなかった残余の土地について住宅を建設する場合、その時点から転用許可の目的が「建売住宅」に移行したものとみなし、転用事業者自らが建設する住宅については、3-(1)-①-エ-(ウ)の基準を適用する。
- ② 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する 者の同意を得ていないこと。(法第4条第6項第3号) 「転用行為の妨げとなる権利」とは、法第3条第1項本 文に掲げる権利である。
 - (注) 賃借権等の利用権が設定されている場合は、耕作者自らによる転用には所有者の同意が、耕作者以外の者による転用には当該耕作者の同意が必要となる。
- ③ 許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に 係る用途に供する見込みがないこと。(則第47条第1 号)

申請に係る事業の施行に関して法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議を行っていない場合については、上記事由に該当し、申請に係る農地を申請に係る用途に供することが確実と認められないと判断する。

改 正 前

したことに対して必要な措置を取らなかった場 合

- (注) 事業者が自ら販売できなかった残余の土地について住宅を建設する場合、その時点から転用許可の目的が「建売住宅」に移行したものとみなし、転用事業者自らが建設する住宅については、3-(1)-①-エ-(ウ)の基準を適用する。
- ② 申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する 者の同意を得ていないこと。(法第4条第6項第3号)

「転用行為の妨げとなる権利」とは、法第3条第1項本 文に掲げる権利である。

- (注) 賃借権等の利用権が設定されている場合は、耕作者自らによる転用には所有者の同意が、耕作者以外の者による転用には当該耕作者の同意が必要となる。
- ③ 許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがないこと。(則第47条第1号)

申請に係る事業の施行に関して法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議を行っていない場合については、上記事由に該当し、申請に係る農地を申請に係る用途に供することが確実と認められないと判断する。

改 正 案

- (注) 「遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する」とは、速やかに工事に着手し必要最小限の期間で申請に係る用途に供することをいい、原則として、許可の日からおおむね1年以内とする。
- ④ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、 認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処 分がされなかったこと又はこれらの処分がされる見込み がないこと。(則第47条第2号)
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること。(則第47条第2号の2)
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に 供する土地を利用できる見込みがないこと。(則第47条 第3号)
- ⑦ 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみ て適正と認められないこと。(則第47条第4号)
- ⑧ 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。申請者が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成を行い、自ら当該施設を建設せずに当該土地を処分し、申請者以外の者が当該施設を建設する場合、当該申請に係る事業は、「土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするもの」に該当する。ただし、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要

改 正 前

- (注) 「遅滞なく申請に係る農地を申請に係る用途に供する」とは、速やかに工事に着手し必要最小限の期間で申請に係る用途に供することをいい、原則として、許可の日からおおむね1年以内とする。
- ④ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、 認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処 分がされなかったこと又はこれらの処分がされる見込み がないこと。(則第47条第2号)
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていること。(則第47条第2号の2)
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に 供する土地を利用できる見込みがないこと。(則第47条 第3号)
- ⑦ 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみ て適正と認められないこと。(則第47条第4号)
- ⑧ 申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするものであること。ただし、建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領(平成31年3月29日付け30農振第4002号農林水産省農村振興局長通知)の規定により建築条件付売買予定地とする場合のほか、則第47条第5号ただし書きに該当する場合は、この限りでない。(則第47条第5号)

改 正 前

領」(平成31年3月29日付け30農振第4002号農 林水産省農村振興局長通知<u>「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて」別紙</u>)の規定により建 築条件付売買予定地とする場合のほか、則第47条第5 号ただし書きに該当する場合は、この限りでない。(則第47条第5号)

- (2) 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合(法第4条第6項第4号)
 - ① 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合
 - (注) 「災害を発生させるおそれがあると認められる場合」とは、土砂の流出又は崩壊のおそれがあると認められる場合のほか、ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等により周辺の農地の営農条件への支障がある場合をいう。
 - ② 農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
 - ③ その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるお それがあると認められる場合
 - ア 申請に係る農地の位置等からみて、集団的に存在する農地を蚕食し、又は分断するおそれがあると認められる場合
 - イ 周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすお

- (2) 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがあると認められる場合(法第4条第6項第4号)
 - ① 土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあると認められる場合
 - (注) 「災害を発生させるおそれがあると認められる場合」とは、土砂の流出又は崩壊のおそれがあると認められる場合のほか、ガス、粉じん又は鉱煙の発生、湧水、捨石等により周辺の農地の営農条件への支障がある場合をいう。
 - ② 農業用用排水施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合
 - ③ その他の周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるお それがあると認められる場合
 - ア 申請に係る農地の位置等からみて、集団的に存在す る農地を蚕食し、又は分断するおそれがあると認めら れる場合
 - イ 周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすお

それがあると認められる場合

- ウ 農道、ため地その他の農地の保全又は利用上必要な 施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認め られる場合
- (3) 地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に 支障を生ずるおそれがあると認められる場合(法第4条第 6項第5号)
 - ① 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。 以下「基盤法」という。)第19条第7項の規定による地域計画の案の公告があってから同条第8項の規定による地域計画の公告があるまでの間において、当該地域計画の案に係る農地を転用することにより、当該地域計画に基づく農地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合(則第47条の3第1号) (削除)

② 地域計画に係る農地を農地以外のものにすることにより、当該地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合(則第47条の3第2号) 基盤法第19条第8項の規定による地域計画の公告が

改 正 前

それがあると認められる場合

- ウ 農道、ため地その他の農地の保全又は利用上必要な 施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがあると認め られる場合
- (3) 地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に 支障を生ずるおそれがあると認められる場合(法第4条第 6項第5号)
 - ① 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号) 第18条第5項の規定による<u>申出があってから同法第1</u> <u>9条の規定による</u>公告があるまでの間において、当該<u>申</u> 出に係る農地を転用することにより、当該<u>申出に係る農</u> 用地利用集積計画に基づく農地の利用<u>の集積</u>に支障を及 ぼすおそれがあると認められる場合(則第47条の3第 1号)

なお、申請に係る農地が用途地域が定められている土地の区域(農業上の土地利用の調整が調ったものに限る。)内にある場合には、「農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合」には該当しないものと解される。

(新設)

改 正 案	改 正 前
<u>あった後も、</u>	
ア 当該公告に係る地域計画の区域内の農地が農地以外	
の用途に供されることにより、当該地域計画に定めら	
れた農作物の生産振興や産地形成に支障が生じる場合	
<u>イ 当該公告に係る地域計画の区域内の農地において農</u>	
業を担う者が特定されている場合又は農業を担う者の	
確保が見込まれている場合において、その者に係る当	
該地域計画の区域内の農地を農地以外の用途に供する	
場合	
ウ 当該公告に係る地域計画の区域内の農地が農地以外	
の用途に供されることにより、当該地域計画に定めら	
れた効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農	
用地の利用の集積及び農用地の集団化に関する目標の	
達成に支障が生じる場合	
等の場合については、「地域計画の達成に支障を及ぼすお	
それがあると認められる場合」に該当するものとする。	
(注) なお、上記アからウまでに掲げる場合のいずれか	
に該当する場合であっても	
a 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供	
するため農地を農地以外のものにするときにおい	
て、その利用に供された後にその土地が地域計画	
に位置付けられた農業を担う者が行う耕作の目的	
に供されることが確実と認められるとき	
b 地域計画の達成のために必要な農業用施設(基	

改 正 前

盤法第4条第1項第3号に規定する農業用施設 をいう。)として当該地域計画に位置づけられた ものの用に供するため農地を農地以外の用に供 するとき

c 則第30条第2項本文に定める営農型太陽光 発電について、「「営農型太陽光発電に係る農地 転用許可制度上の取扱いに関するガイドライ ン」の制定について」(令和6年3月25日付け 5農振第2825号農林水産省農村振興局長通 知)別添の2の(2)のクの定めに基づき、協議 の場で合意を得た土地の区域内において行うと き

等については、「地域計画の達成に支障を及ぼすお それがあると認められる場合」には該当しないも のとする。

③ 農用地区域を定めるための農振法第11条第1項の規定による公告があってから同法第12条第1項(同法第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公告があるまでの間において、同法第11条第1項の規定による公告に係る同法第8条第1項に規定する市町村農業振興地域整備計画の案に係る農地(農用地区域として定める区域内にあるものに限る。)を転用することにより、当該計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められ

② 農用地区域を定めるための農振法第11条第1項の規定による公告があってから同法第12条第1項(同法第13条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公告があるまでの間において、同法第11条第1項の規定による公告に係る同法第8条第1項に規定する市町村農業振興地域整備計画の案に係る農地(農用地区域として定める区域内にあるものに限る。)を転用することにより、当該計画に基づく農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められ

改 正 案

る場合(則第47条の3第3号)

- (4) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を転用しようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき(法第4条第6項第6号)。
 - (注1) 「その利用に供された後にその土地が耕作の目的 に供されること」とは、一時的な利用に供された 後、速やかに農地として利用することができる状 態に回復されることをいう。
 - (注2) 一時的な利用の期間は、原則として、農用地区域 内農地は3年以内、農用地区域内農地以外は5年 を限度とする。

4 個別の転用の目的に関する基準

1から3までの定めのほか、次の基準によるものとする。

- (1) 「太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の 取扱いについて」(平成28年3月31日付け27農振第2 442号農林水産省農村振興局長通知)のうち「記 1 太 陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱 いについて (2)」(別紙1)
- (2) 「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて」の別紙「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」のうち「3 建築条件付売買予定地に

改 正 前

る場合(則第47条の3第2号)

- (4) 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため農地を転用しようとする場合において、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められないとき(法第4条第6項第6号)。
 - (注1) 「その利用に供された後にその土地が耕作の目的 に供されること」とは、一時的な利用に供された 後、速やかに農地として利用することができる状 態に回復されることをいう。
 - (注2) 一時的な利用の期間は、原則として、農用地区域 内農地は3年以内、農用地区域内農地以外は5年 を限度とする。

(新設)

改 正 前

係る農地転用許可の取扱い」及び「4 農地転用許可申請 (3)」(別紙2)

- (3) 「農地を養殖池に一時転用する場合における農地転用許可 の取扱いについて」(令和3年3月4日付け2農振第293 5号農林水産省農村振興局長通知)のうち「記 1 養殖 池に一時転用する場合における許可申請の取扱い」(別紙 3)
- (4) 「「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」の制定について」の別添「営農型 太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」のうち「2 一時転用許可の手続 (2) 一時転用許可基準」(別紙4)

<u>5</u> その他

法第4条第1項の許可に係る土地について、当該許可に係る 工事が完了するまでは、当該土地が農地以外の土地であると判 断しない。

また、法第4条第1項ただし書の規定の適用を受ける土地についても同様である。なお、当該土地について、工事が完了する前に同項各号のいずれにも該当しなくなった場合には、改めて許可を受ける必要がある。

※ 標準処理期間

2週間

<u>4</u> その他

法第4条第1項の許可に係る土地について、当該許可に係る 工事が完了するまでは、当該土地が農地以外の土地であると判 断しない。

また、法第4条第1項ただし書の規定の適用を受ける土地についても同様である。なお、当該土地について、工事が完了する前に同項各号のいずれにも該当しなくなった場合には、改めて許可を受ける必要がある。

※ 標準処理期間

2週間

改 正 案	改 正 前
第2 農地の転用のための権利移動の許可(法第5条第1項) 法第5条第1項の許可については、法令に定めるほか、第1 の許可の基準の内容と同様となる。ただし、次に掲げるものを 除く。	第2 農地の転用のための権利移動の許可(法第5条第1項) 法第5条第1項の許可については、法令に定めるほか、第1 の許可の基準の内容と同様となる。ただし、次に掲げるものを 除く。
1 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権 を取得しようとする場合には、許可をすることができないこと (法第5条第2項第6号)。	1 仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため所有権 を取得しようとする場合には、許可をすることができないこと (法第5条第2項第6号)。
2 農地を採草放牧地にするため法第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当すると認められるときは、許可をすることができないこと(法第5条第2項第8号)。	2 農地を採草放牧地にするため法第3条第1項本文に掲げる権利を取得しようとする場合において、同条第2項の規定により同条第1項の許可をすることができない場合に該当すると認められるときは、許可をすることができないこと(法第5条第2項第8号)。
※ 標準処理期間2週間	※ 標準処理期間2週間

改 正 案	改 正 前
	_(新設)
(別紙1)	
27 農振第 2442 号 平成 28 年 3 月 31 日	
福岡県知事 殿	
農林水産省農村振興局長	
太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて	
「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成 27 年 1月 30 日間議決定)において、太陽光竜電影側を黒地の法面又は此眸呼に設置する場合の農地転用許可制度の取扱いについては、先行的な事例における管農への影響等を検証しつつ、一時転用の転用期間が消了する場合に、再成一時転用許可を行うことができるよう見直しを行うこととされたことを構まえ、下返のとおり取り扱うこととし、平成 28 年 4 月 1 日に施行することとしましたので、御了知いただきますようお願いします。 また、再生可能エネルギー発電設備の設置については、①第 2 種農地(周辺の他の土地を供することにより申請に係る事業の目的を達成することができない場合に限る。)又は第 3 種農地 (「農地法の運用について」(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4530 号・21 農城第 1598 号農林水産省警局は、農村振興局長連名通知、以下「運用通知」という。)第 2 の 1 の (1)のオ及びカの第 2 種農地又は第 2 の 1 の (1)のオのガカの第 2 種農地をいう。以下同じ。)において設置する場合には、当該設備の設置主体によるず、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)の規定による農地転用許可を受けて設置が可能であること、②完廃農地のうち、運用通知第 4 の (1)及び(2)のアの規定に基づき農業委員会が農地に該当しないと判した土地は、農地法の規定のより一層の適切な運用をお願いします。 併せて、「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて」(平成 24 年 3 月 28 日付け 23 農振第 2508 号農林水産省農村振興局長通知)は、廃止します。 なお、貴質内の市町村に対しては、貴職から通知をお願いします。	

改 正 案	改 正 前
記	
1 太陽光光電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取扱いについて	
(1) 農地の法値又は咩畔(以下「法値等」という。)は、作付けを行う田値又は畑値(以 下「木地」という。)の機能の維持及び管理にとって必要なものであるため、木地と一	
トールに こく・フェア い 機能の 維持 次 ひ 旨 生に こう じ 必要な もの じ め る たの、 木 也 と 一 体 的 に 農地 と し て 取 り 扱っ て い る と こ ろ で ある 。	
したがって、法面等に太陽光発電設備(太陽光を電気に変換する設備等をいう。	
以下同じ。)を設置する場合には、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可が必	
要となる。	
この場合の太陽光発電設備の設置については、周辺の農地に係る営農条件に支障を	
生ずるおそれがないようにする必要があること等から、一時転用許可の対象として可	
否を判断するものとする。 (2) 許可権者(転用許可をする権限を有する都道府県知事又は指定市町村(農地法第4	
(2) 計列権名(転用計列でする権威を行する制造権条列争及は指定印列列(原地法条件 条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。)の長をいう。以下同じ。)は、一	
時転用許可を行う場合には、「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年	
6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官通知。以下「処理基準」という。)	
及び運用通知の定めによるもののほか、次に掲げる事項に該当することを確認するも	
のとする。	
ア 中請に係る転用期間が3年以内の期間であること。	
イ 簡易な構造で容易に撤去できる太陽光発電設備として、中請に係る血積が必要最 小限で適正と認められること。	
小阪で通正と認められること。 ウ 太陽光発電設備が、木地を維持及び管理するために必要な法面等の機能に支障を	
及ぼさない設計となっていること。	
エ 太陽光発電設備の設置による農業用機械の農地への出入りの支障、日照や通風の	
制限又は土砂の流失、設置後の太陽光発電設備のメンテナンスによる営農への支障	
等周辺の農地(当該農地の本地及び隣接する農地をいう。以下同じ。)に係る営農条	
件に支障を生ずるおそれがないと認められること。 	
オ 位置等からみて、申請に係る法面等の周辺の農地以外の土地に太陽光発電設備を 設置することができないと認められ、また、周辺の農地の効率的な利用等に支障を及	
ぼすおそれがないと認められること。	
特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす	
おそれがないよう、以下の事項に留意すること。	
a. 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の	
効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと	
b 農業振興地域整備計画に位置付けられた土地改良事業等の施行や農業経営の規 模の拡大等の施策の妨げとならないこと	
カ 太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。	
キ 事業計画において、太陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することとさ	
れている場合には、電気事業者と転用事業者が連系に係る契約を締結する見込みが	

改 正 案	改 正 前
正文 正 案 2 紅用期間が南了する場合に、あらためて1の(2)の確認を行い、再述一時転用許可を行うととができるものとする。この場合、それまでの転用期間における法面等及び周辺の 農地の状況を十分態度に、総合物に判断するものとする。 3 一時転用所可の条件等 (1) 法間等への人権分配整備の設置に係る一時転用許可は、農地法路4条第7項又は 第5条第3項において権用する農政法第2条第5項の決策に基づき、機理基準及び1員 地法関係等等級連獲者の制度について)(平成2)年12月11日付け21程育市4668 号・21県新暦 1599 海森林(電音路版刊度、農村規則和支援を急消出、以下 19型接側 という)の定めによるもののはか、次に関げる条件を付けてするものとする。 ア 木地を機能及び開用さられた必要とな地等や機能が確保され、太陽光声電設備が近れる情報として設度及び利用されること。 イ 法国等の状況を、毎年報告すること。 カ 周辺の農地に係るが最条件に支援が生じている場合とは生ずるおそれがあると見込まれる場合には、必要な改造機能を必要する場合には、は、当該大局光発電設備による地位事業を必要がより場合すること。 ア 未規決策電影像による需要事業が生じている場合とはは、当該大局光発電設備による地位事業を必要がより場合をはは、当該大局光発電設備による地位事業を必要がより場合には、当該大局光光電設備では、2条米の電機とすること。 ア 未関係事業を使止する場合には、当該大局光光電設備を連やかに廃土する場合には、最初な、他の手でること。 ア 本間を表現しまり、こと、2年、大海光海電設備とかい、とまりまる。 (1) 大海光海電影像について、自地法第4条第 計画に使ってその事業の用に供しないとと文化法事項条件に選及とさきは、当まの地に対してのそのできる。(1) 大海光海電影像にひいて、転用作可を申請する場合には、処理要額の定めによるほか、次に掲げる場面を指すべきことを命じることがあります。 4 許可申請 大海光海電影像に対して、転用作可を申請する場合には、処理要額の定めによるほか、次に掲げる場面を開催について、転用作可を申請する場合には、処理要額の定めによるほか、次に掲げる場面を開催にかけまるものとする。 (1) 太陽光海電影像と漫画するそとは随等の解析者等が現るる場合には、太陽光海電設備の設定にいて、設置者が環地を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていて、必要者が規則を負担することを基本として、当該費用の負担について合意されていることを配する書間	改正前

1. 利条	改 正 案	改 正 前
	(1) 太陽光光電設備の法面等への設置について、転用許可を受けた者は、法面等の状況を許可を受けた日が高する年の翌年以降、毎年2月末日までに許可権者に報告するものとする。 (2) 許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長,沖縄県にあっては内閣が沖縄総合事務局長)に保存する。上の際、指述中間村の長は、構理共有を図めるめ都道海疾知事にその守しを込付する。地方最政局長した内閣府沖縄総合事務局長は、報告された内容を取りまとめの上、農村振興局長に報告する。農村振興局長に報告があった事項を取りまとめの上、農村振興局長に報告する。農村振興局長に報告があった事項を取りまとめの上、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長は、報告があった事項を取りまとめの上、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長は、報告があった事項を取りまとめの上、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務所長、都道所採取用支び指定由前付の長と情報共有が必要な事項について、これら関係機関に対して情報提供を行う。 (3) 許可権者はよる場所支び指定は前付の長と情報が開発している場合又は生ずるおそれがあると思込まれる場合には、転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を謝するよう指導するものとする。 (3) 許可権者は、太海光光電設備による発電事業が廃止される場合及び(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が高足られない場合には、転用許可を受けた者に対して、太陽光策電設備を搬去するよう指導するものとする。 (4) 非可権者は、太海光光電設備の設置について定期的に確認し、周辺の農地の特量の適切な確保を図るために必要な指導を行うとともに、周辺の農地に係る営農条件に支庫が生じている場合又は生がある社があると思えまれる場合には、許可権者に報告する。 (5) 太陽光光電設備の設置については、農関却に行うことが望ましい。 (5) 法面等に支出表する場合には、清可権者に報告する。 (2) 太陽光光電監備の設置については、農関却に行うことが望ましい。 (3) 法面等に支出表する場合には、清可権者に報告する。 (4) 法面等に支出表する場合には、清可権者に報告する。 (5) 法面等に支出表する場合には、清可権者に扱った場が生じまりる普及の遺伝が定面を設置する場合であって、当該太陽光光電設備の一部が本地の上間空間に及ぶ場合又は主要が表出た。可能を対しため、下部の農地における普及の選切な総応の確保とついて、「普及機会の電で、日間けら産地で、日間はなり、日間けら産地が、日間はなり、日間はなり、日間は、日間は、日間は、日間は、日間は、日間は、日間は、日間は、日間は、日間は	LX LE HI

	改 正 前
(別紙 2)	_(新設)
制 定 平成31年3月29日30農振第4002号 最終改正 令和5年3月31日4農振第3639号	
各地方農政局長 各都道府県知事 内関府沖縄総合事務局長 一般社団法人全国農業会議所会長	
農林水産省農村振興局長	
建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて	
農地転用許可制度においては、住宅の用に供きれる土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とする農地転用については、当該土地を最終的に住宅の用に供することが確実と認められないことから、農地法施行規則(昭和127年農林省令第79号)第47条第5号及び第57条第5号において、原則として、これを認めないこととされているところである。しかしながら、近年、住宅について、そのデザイン、家族構成を踏まえた間取り等のニーズが多様化し、建築条件付売買(自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地購入者との間において、自己又は自己の指定する建破業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者をいう。)との間に当該土地に建設する住宅について、定期間内に建築籍負契約が成立することを条件に当該土地を売買することをいう。)が増加しているところである。このような状況を踏まえ、今般、別紙のとおり建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領を定めたので、今後は、次の各通知によるほか、同要領に御留意の上、農地転用許可制度の適正な運用をお願いする。また、本取扱いについては、国上交通省及び法務省と協議済みであるとともに、関係団体に周知することを申し添える。おって、別途、農地転用許可を伴う建築条件付売買予定地等に係る転用事実の証明の取扱いについては、担当課長から周知する。 ② 農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日付け12構改 B 第404号農林水産事務次官依命通知 ③ 「農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日付け21経営第450号・21農展第159号号農林水産省経営局長・農村振興局長通知) ③ 農地法関係事務処理要額の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農展第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)	

	改 正 案	改正	前
別紙 建築条作	・付売買予定地に係る農地転用許可關係事務取扱要領		
運用について」の制	条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務に関し、「農地法の 定について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598 長・農村振興局長通知)第2の1の(2)のアの(ク)の特例を定		
	使川する川語は、農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」とい で川語の例によるほか、次の定義に従うものとする。		
	選地 自己の所有する宅地造成後の土地を売買するに当たり、土地 購入者との間において自己又は自己の指定する建設業者との 間に当該土地に建設する住宅について一定期間内に建築請負		
特定建築条件付売定地	契約が成立することを条件として売買が予定される土地 買予 建築条件付売買予定地であって、3の(1)から(3)まで の要件を全て満たすことが確実と認めて許可されたもの		
建設業者	建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて批数業を浮む者		
土地購入者	農地転川事業者から建築条件付売買により土地を購入し、住 宅を建設する者		
農地転用許可権者 建築確認	都道府県知事又は指定市町村の長 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に よる確認		
建築条件付売買予 要件を全て満たすこ とするものに該当し (1) 当該土地につい 転用事業者又は当 む。(2) において 間内(おおむね3, (2)(1)の農・庫期間 た売買契約が (3) 農地転用事業者 (3) 農地転用事業者	定地に係る農地転用許可の取扱い 定地とするため農地転用許可を受けようとする場合であって、次の とが確実と認められるときには、当該土地は、宅地造成のみを目的 ないものとして取り扱うものとする。 て、農地転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、当該農地 该農地転用事業者が指定する建設業者(建設業者が複数の場合を含 「同じ。)と土地購入者とが当該土地に建設する住宅について一定期 月以内)に建築請負契約を締結することを約すること。 事業者又は農地転用事業者が指定する建設業者と土地購入者とが、 内に建築請負契約を締結しなかった場合には、当該土地を対象とし されることが当事者間の契約書において規定されていること。 は、農地転用許可に係る当該土地の全てを販売することができない 、販売することができなかった残余の土地に自ら住宅を建設するこ		

4 農業転用する中語	改 正 案	改正前
等など臨る作件表更与企画をするための限極和洋理中語に当たっては、次に包含するものとする。 (1) 当該計判申請書中の「その他事者となるでき更現」欄等に、3の(1) かち(3) までの事後を決するのとしてら、 (2) 当請書申申請書書には、次の井殿を描けるものとする。 ア 民港地域で規則(保証が定機を合質がもくり、月下 [9]) という。) 第90条第 3 号 又は第4号の書籍として、当該書申申訴記係を上地の全てに関する関係的な世物の 歯括、促酵者を表示する関係・ "液を事を表示する関係。」 実施事を表したるかに必要な関係の表して動物の 歯括、促酵者を表示する関係・ "液を事を表しまるのに要要な関係の関係・ (3) の (3) の比較となった場合において必要となるものを 奇ま。) して、職権制申事者と土地間人不をもの能とおいて必要となるべき 電影: して、職権制申事者と土地間人不をもの能とおいて必要となるべき 電影: して、職権制申事者のよれの概念の表しまれるで表しまします。 (3) (2) のアの「必要な費力及び信用があることを話するおいて必要を関係して他の事者となるべき 環境主義 (3) (2) のアの「必要な費力及び信用があることを話すると助における可要規定のでは必要な対象ので用かる。 またが確認なたびでの声様の事件が知識するから、他ので他の事分を入て、販売するとが確認をと認められるしましまの注意ではないでは、存む性熱と必要な力なの信用を表しましまの。 (3) (2) のアの「必要な生力及び信用があるのようながではないましましましましましましましましましましましましましましましましましましまし		
会立。 利期第30条第7 5 又は第57条の4 第2 里第5 5 时に視定する「その他参考となるべき 書類」として、異地転削率業者と土地勝入者との間における環境契約の一般的な契約書案 (3) (2) のアの「必要な資力及び信用があることを証する書面」については、当該事業を実施する地域のデース、当該職地域中等地域における作業なびを地の販売状 初心ニース、当該職地域に非業者のこれもの販売の実施及定がで地の販売状 初心ニース、当該職地域に非業者のこれもの販売の実施を実施で、販売することが確実と認められる土地の庭間については、住宅地域に必要な変力及び信用を 来かないこととして差しまるが、 また、販売することが確実を出めの国命活かを国とに判断する方が記に代えて、農地転削断可能者が過去の販売実績等から一定の割合をあらかじめ定めておき、土地の 庭園のうちも態料合に利当する場合いついては、住宅地域に必要な資力及び信用を求めないこととして差し及えない。この場合の「過去の販売実績」とは、例えば、申請 に係る1地の皮切の免害が規則する1地の最高かが生まれる機のうち、最も 低い年のものとすることなどが考えられる。 5 農地転用が可の判断等 (5) 自動地用車で経るは、特定事実があることでの他の事情がある場合であって、これらを総合的に勘索した上で、当該上地を申請に係る所述に供っることが他変と述め られないと判断されるときは、3を適用しないこととすることが他変と述め られないと判断されるときは、3を適用しないこととすることが他変としたこと。 (7) 農地転用等可なを対けたともかかたこと。 (8) 県地町では他ではためながため、日本に参加を対していこととするのとする。 ア 農地転用等可なを対けたともかかたこと。 (9) 県地町では利力を発音しているたととでものとないまた。毎月中市が特別を確認を発力になったこと。 (2) 県地転削等可は後がありまするのとは、毎月中市が特別を確案条件付土 地とするための農地転削許可について、法第4条第7項スは法第5条第3 知に対いて知りまるとは、第4条第3項の規定に係っき付ける条件。 特別性類素件付土地に係る農地転削許可について、法第4条第7項スは法第5条第3 知に対いて即じると思考を発力に対していることを明記すること。	特定建築条件付売買予定地とするための農地転用許可申請に当たっては、次に留意するものとする。 (1) 当該許可申請書中の「その他参考となるべき事項」欄等に、3の(1)から(3)までの事項を記載するものとする。 (2) 当該許可申請書には、次の書類を添付するものとする。 ア 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。)第30条第3号又は第4号の書類として、当該許可申請に係る土地の全てに関する標準的な建物の	
 治事業 (3) (2) のアの「必要な登力及び信用があることを証する書面」については、当該事業を実施する地域及でその近傍の条件が類似する地域における件を及び空地の販売状 初やニーズ、当該農地転用事業者のこれらの販売の実績及び計画等からかて、販売することが破壊と認められる上地の区画については、保宅地域と必要ななり及で請用を 求めないこととして差し及えない。 また、販売することが選集な土地の医面か否かを個々に判断する方法に代えて、農地転用計可能者が過去の販売実績等から一定の割合をあらかじめ定めておき、土地の 区面のうら「部鉄計合に刊すする部分については、保宅地域に必要な資力及び信用を求めないこととしてをしなえない。この場合の 過去の販売実績 とは、例えば、申請に係る上地の正傍の条件が超減する上場の過去をの売失策量とは、例えば、申請に係る上地の正傍の条件が超減する上場の過去をかで実績とは、例えば、申請に係る上地の正傍の条件が超減する上場のでは実績とは、例えば、申請に係る上地の正傍の条件が超減なる上地のの過去をの乗びまる場合でもあった。ただし、最地転用非可申請がある場合でもあって、これらを総合時に周級した上で、当該上地を申請に係る用途に伸することが使みあて、これらを総合時に周級した上で、当該上地を申請に係る用途に伸することが確実と認めらおないと中間が占めまっととができるものとする。ア 農地転用非可に付した条件を獲行しなかったこと。イ 住宅等の建設を行うために農地無用非可を受けたたらかわらず、住宅等の建設を行うために農地無用非可を受けたたらかわらず、住宅等の建設を行うが適点と土地を展開に入びまめます。 6 農地転用許可に付ける条件 物と地域条件付土地に今の農地転用許可については、転用中市が特定性素条件付土地とするための農地転用であることを明記すること。 6 農地転用許可に付ける条件 物と地域条件付ける条件 物と地域条件付ける条件 物と地域条件付ける条件 物と地域条件付ける条件 物と地域条件付ける条件 物と地域条件付ける条件 物と地域条件のでは、2 は地域を手格では一般と必要なを手がまたが、2 は地域の手を持ちまたが、2 は地域の手を表が、2 は地域の 2 は地域の	含む。) イ 則第30条第7号又は第57条の4第2項第5号に規定する「その他参考となるべき	
5 農地転用許可の判断等 (1) 農地転用許可を目標者は、特定建築条件付煮買予定地に供するための農地転用許可申請があった場合には、農地転用許可を目得るものとする。ただし、農地転用事業者について、これまでに、次に掲げる事実があることその他の事情がある場合であって、これらを総合的に勘索した上で、当該土地を申請に係る用途に供することが確実と認められないと判断されるときは、3を適用しないこととすることができるものとする。ア 農地転用許可に付した条件を履行しなかったこと。 イ 住宅等の建設を行うために農地転用許可を受けたにもかかわらず、住宅等の建設を行わず造成した土地を放置し、又は必要な許可を得ずに転売したこと。ウ 関係法令を遵守しなかったこと。 ウ 関係法令を遵守しなかったこと。 (2) 農地転用許可権者が発行する条件では、転用事由が特定建築条件付土地とするための農地転用であることを明記すること。 6 農地転用許可に付ける条件特定性が定する農地転用許可について、法第4条第7項又は法第5条第3項において抑用する法第3条第5項の規定に基づき付ける条件は、農地法関係事務に係	(3)(2)のアの「必要な資力及び信用があることを証する書面」については、当該事業を実施する地域及びその近傍の条件が類似する地域における住宅及び宅地の販売状況やニーズ、当該農地転用事業者のこれらの販売の実績及び計画等からみて、販売することが確実と認められる土地の区画については、住宅建設に必要な資力及び信用を求めないこととして差し支えない。また、販売することが確実な土地の区画か否かを個々に判断する方法に代えて、農地転用計可権者が過去の販売実績等から一定の割合をあらかじめ定めておき、土地の区画のうち当該割合に相当する部分については、住宅建設に必要な資力及び信用を求めないこととして差し支えない。この場合の「過去の販売実績」とは、例えば、申請に係る土地の近傍の条件が類似する土地の過去5か年における販売実績のうち、最も	
6 農地転川許可に付ける条件 特定建築条件付土地に係る農地転川許可について、法第4条第7項又は法第5条第3 項において準川する法第3条第5項の規定に基づき付ける条件は、農地法関係事務に係	5 農地転用許可の判断等 (1) 農地転用許可申請があった場合には、操定嫌楽条件付売買予定地に供するための農地転用許可申請があった場合には、農地転用許可をし得るものとする。ただし、農地転用事業者について、これまでに、次に掲げる事実があることその他の事情がある場合であって、これらを総合的に勘案した上で、当該土地を申請に係る用途に供することが確実と認められないと判断されるときは、3を適用しないこととすることができるものとする。アー農地転用許可に付した条件を履行しなかったこと。イー住主等の建設を行うために農地転用許可を受けたにもかかわらず、住宅等の建設を行かず造成した土地を放置し、又は必要な許可を得ずに転売したこと。ウー関係治令を遵守しなかったこと。 (2) 農地転用許可権者が発行する許可指令書については、転用事由が特定建築条件付土	
○ 突起水平に フV、、(平成12年 0 月 1 日刊 i 月12冊以 B 房型9 万辰 体 水屋 主務 (八日 迪和。 /	6 農地転川許可に付ける条件 特定建築条件付土地に係る農地転川許可について、法第4条第7項又は法第5条第3	

改正案	改 正 前	
及び農地法関係事務処理要額の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4608号・		
21農振第1599分農林水産省経営局長・農村振興局長通知)の定めによるほか、次のとお りとする。		
(1) 許可に係る工事(住宅の建設工事を含む。)が完了するまでの間、当該許可の日か ら3月後及びその後1年ごとに当該工事の進捗状況を報告するとともに、当該工事が		
完了したときは、 遅滞 なくその旨を報告すること。		
(2) 農地転用事業者から土地購入者への土地の引渡しについては、当該土地に住宅が建 設されたことを確認した後又は当該土地の宅地造成後に建築確認が行われた後に行う		
こと。		
7 農地転川許可後の措置		
特定建築条件付土地に係る転用事業について、農地転用許可権者は、住宅が建設され		
るまでの間、農地転用許可に付けた条件の履行状況を確認する必要がある。 このため、6の(1)の報告の際に、①売買契約締結の状況、②建築計負契約締結の		
状況、③ 建築確認の状況、① 土地の引渡しの状況、⑤ 農地転用事業者自らが住宅を建設 することとなった状況等についても併せて確認すること。		
することとなりに他のでは、20°CもDFEと嫌訟すること。		

改 正 案	改 正 前
(別紙3)	_(新設)
制 定 令和3年3月4日2農振第2935号 最終改正 令和5年3月31日4農振第3639号	
各地方農政局長 各都道府駅知事 内閣府沖繩総合事務局長 一般社団法人全国農業会議所会長	
(農林水産省)農村振興局長	
農地を養殖池に一時転用する場合における農地転用許可の取扱いについて	
養殖を目的として水田を養殖池に転用する際、その対象となる水田が、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する場合など通常の農地転用が認められない場合には、一時転用について許可を受けることにより養殖池に転用することが可能であるが、一時転用が認められる期間は、3年以内に限定しているところである。 他方、水田の養殖池への転用は、その区画が質の変更が軽微であれば、比較的容易に復田することも可能であると考えられ、また、水田を利用した養殖については、農業と一体的に取り組まれ、地域の主要な産業として確立されている場合があり、水田の機能の保全、濁水味における農業用水の供給機能の発揺、地域産業の発展に伴う農業者の所得増大といった地域の農業振興に資する効果が期待できると考えられる。このため、優良農地を確保しつつ、地域の農業振興と調和のとれた養殖の事業を円滑に促進する視点から、農地を養殖池とする場合における「時転用について、下記のとおり取り扱うこととしたので、次の通知によるほか、下記可項に御留意の上、農地転用許可制度の適切かつ円滑な運用について特段の御配慮をお願いする。(なお、このことについて特段の御配慮をお願いする。(なお、このことについて特段の御配慮をお願いする。(なお、1項に規定する指定市町村の長に対しては、貴職から通知願いたい。)	
林水産事務と官依命通知) 「農地法の運用について」の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4530号・ 21農板第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長通知) 、農地法関係事務処理要額の制定について(平成21年12月11日付け21経営第4608号・21 農板第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)	

改 正 案	改 正 前
記 1 禁剤能に一時和川する場合における許可申請の承根い 農地を養殖性(これに財産して設置される給排水施設その他の養殖施設であって、当 減失極度の利用及び保全に必要不可欠なものを含む。以下同じ、シに一時年用するため、 農地に海4条第1以は第5条約1項の前づ(以下、毎川香油)という。)に係つ申請 があった場合において、当該申請の内容が同じ結婚1条第6項指3号から第6号でまで、第 5条第2項第3分から第8号まで等に該当しないとであって、かつ、大の全て試対 するときは、当該申請に係るを期の別間(以下「一時年用期間」という。)が3年を超 える場合であって、から、飲用音可の対象に対して、当本側目して、内水面における水金動は他の奏 頻の事業を行うものであること。 (2) 理事相則間が10年以内であること。 (2) 理事に利用限形だ10年以内であること。 (3) 養薬池と「一時を日期間」という。)かつ、備島な土地 の婚的又は後二等容易に廃止に仮えに得る程度のものであること。 (4) 当該申請に係る事業者が、表に掲げる中現を内容とする機定(以下「協定」という。) を申申目を協定、コンタートの打選等を行うことは、登易に限して仮元し得る程 度の1事であるとは影められない。 (4) 当該申請に係る事業者が、表に掲げる中現を行うことは、登易に限して仮元して行る程 度の1事であるとは影められない。 (5) 当該中前に係る事業者が、表に掲げる中国を持定したい。 2 を理事といるとは、大きな事業者の利用の原体に関する事業 イ 周辺廃地等の農業との利用の原体に関する事項 オ その他の要な事項 (5) 当該中前に係る事業者が、職権法第3条第1項各号のいずれにも該当していないこと。 2 板用寺可に係ける条件 郷田寺料本文は指定1時日本の場の場合に係る転用許可をするに当たっては、原則として、次の条件(以下「許可条件)という。)を付けるものとまる。 (5) 海染中に係りる大手を計画に基立していること。 (2) 養液ルとするために施しする工事について、次に該当するときは、迷滞なく、その 自名を報告すること。 (3) 命を使、当該本用的可に係る土地の利用状況(「15ま土地の周辺の農地に係る所義条 件に大き防が生たが高における物を実ののとならと。)を、定期のに精中すること。 (4) 申書申に記載されるままはあり利用できる状態に復元するとと。 (5) 当該本用的では、経過といれて養殖権ので変更し、よっと、定期のに関すするとと。 (5) 当該本用的では、経過といれておよ用的ので言とといは、選やかに設地として利用できる状態に復元すること。 (5) 当該本用的では、係る・対場の用的ので言とととして利用できる状態に復元すること。 (6) 当該本用のに係る、対域の用ので言とないもので変更を使いようる場合には、途やかに設地として利用できる状態に復元すること。	

3 一時報用期間の治す後における再洋可 電影が発売体文の語水で同洋やられ、2の検用がする体系も担けされる。 中ではるる一般は開閉が発育に作い、その情子質に対き液を素整剤として利用すること とつきなので観用等すに係る世界があった場合は、再変転用等すを行うことができるも のとする。 4 その他 1. 溶血溶解処理を実は指定作用が包具は、許可条件に基づく操奔に異素がある場合その 他を素が場合にな、養殖性への一時年用に係る!非及だどの頭皮殻の利用規定等に ついて、事業者に電量を表め、又は自然機能を表付うたのとうる。 (2) 最速等外理では接ば相呼可の対は、(1) の母音文は機変はより、計の条件に高 反対と否定不必要な状態があられた場合は、野変との影響を持している作用材 と連携し、脳路等素に対し、並やないと収めは固定性等であり指導するもかける。 第3 農業業務のは、機を対した中心等の形は、(1) の母音文は機変はより。 第4 の機変の間は変化を行ったで発展し、計画を含む、対象では変化している作用材 と連携し、脳路等素に対し、世がないと変がは固定すると対象で表がと変が表が 認められた場合は、子音を記を定義がについて病理とありする気を動かと変が表があ し、多変な指象を行うとともに、患寒 迷れついて病理の可に病を機能を有する都違が根 類体とは対理で同ず中の対と、他の音を対する。 第 自 1 この連結は、今日も中はより自分を発すする。 2 全の子を与り引は「その日までに表別能力機能が関係を機能を有する都違が根 別の 10 のの形は、表に関いている。 2 のの形により地域が同じの音を引きまた場とないで表現では、2 のの音の目の目 1) までの開放、表に関いていては、なお能動の側によるも のとする。

(別添) 協定例	
協定例	
〇〇〇市(以下「甲」という。)と△△△〔養殖業を営む者の氏名又は名称〕(以下「乙」	
という。)は、乙が、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許	
可(以下「転用許可」という。) を受けて水田を一時的に転用し、□□□〔養殖水産動植物 の名称〕を育成する養殖池として利用するに当たり、次のとおり協定を締結する。	
のもか」と同成する変担心として利用するにコたり、久のという協定と称相する。	
(目的)	
第1条 この協定は、〇〇〇市内において、水田を活用して□□□の養殖を行うことが盛ん	
な農村地域が存在し、□□□の養殖を振興することが当該地域の活性化に有益であることに	
鑑み、乙が養殖池(これに附帯して設置される給排水施設その他の養殖施設であって、当該 養殖池の利用及び保全に必要不可欠なものを含む。以下同じ。)に転用した土地の適切な利	
食油池の利用及び味主に必要不可欠なものを含む。以下同じ。)に転用した工地の適切な利 用を確保するとともに、その養殖の事業が地域農業の振興に資するものとなるために必要な	
事項を定め、優良農地の確保を図りつつ、農業の健全な発展と調和のとれた養殖の促進を図	
ることを目的とする。	
(協定の区域)	
第2条 この協定は、〇〇〇市内の水田の区域であって、乙が、一時的に農地以外の土地と するために転用許可(以下「一時転用許可」という。)を受け、この協定を締結した日以	
後に養殖池に転用した土地の区域とする。	
(養殖池の利用及び管理)	
第3条 乙は、一時転用許可に係る事業計画に従い、当該養殖池を原状回復し、水田として	
利用することに重大な支障を生ずることがないよう、十分な注意を払って養殖池の利用及び管理を行うものとする。	
2 乙が前項の注意を怠ったことその他の乙の過失により、当該養殖池について、水田とし	
て利用することに重大な支障を生ずることとなった場合には、乙は、改修その他の必要な	
措置を講ずるものとする。	
3 甲は、乙が、前項の措置を講ずることが見込まれない場合は、必要な措置を講ずべき旨	
を勧告するものとする。	
(周辺農地等の農業上の利用の確保)	
第4条 乙は、養殖池の周辺の農地及び農業用施設(以下「周辺農地等」という。)の農業	
上の利用に支障を生ずることがないよう、次の措置を講ずるものとする。	
(1)農業用用排水施設の管理者の承諾がある場合を除き、飼育用水を当該農業用用排水施	
設に排出しないこと。 (2)飼料又は餌料の使用に当たり、周辺農地等に汚染を引き起こさないよう、十分な注意	
(2) 飼料スは時代の役別に当たり、周辺震心寺に方朱を引さ起こさないよう、十万な注意を払うものとし、必要に応じ、適切な防除措置を講ずること。	
(3)養殖する水産動植物の病気の発生等に伴い水産用医薬品を使用する場合には、当該医	
薬品ごとに定められた用法及び用量並びに休薬期間を遵守するとともに、拡散防止に十	

改 正 案	改	正	前
分な注意を払い、必要に応じ、適切な防除措置を講ずること。 2 乙は、前項の措置にもかかわらず、万一、有害化学物質の混入事故や周辺農地等への汚			
2 乙は、前根の指重にもかかわらり、カー、有者化子物質の成人事故や周辺反地等への方 染が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲に対し、その状況を報告			
するものとする。			
3 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、現地調査を行い、適切に対			
応がなされていないと認めるときは、乙に対し、直ちに必要な措置を講ずべき旨を勧告す			
るものとする。			
第5条 甲は、第3条第1項及び第2項並びに前条第1項及び第2項に規定する事項を乙が			
遵守しないことその他乙の責に帰すべき事由により周辺農地等の農業上の利用に重大な支			
障を生じたものと認めた場合には、乙に対し、速やかに必要な措置を講ずべきことを勧告			
するものとする。			
(地域の農業との関わりに関する事項)			
第6条 乙は、養殖池が所在する集落(以下単に「集落」という。)において深刻な農業用			
水の不足が生じた場合には、甲又は集落の代表者の求めに応じ、乙の養殖の事業に支障の			
ない範囲において、水の融通その他の集落における渇水対策に協力するものとする。			
2 乙は、甲又は集落の代表者から、集落における話合いへの参加、集落の取決めに基づく			
活動への協力を求められた場合には、その求めに応じるよう、努めるものとする。 3 甲は、こと集落の構成員との間に紛争その他の問題が生じた場合に、こ又は当該構成員			
の求めに応じ、その解決に向けた調整を行うよう、努めるものとする。			
第7条 乙は、養殖業の振興を目的とする活動を行うに当たっては、地域の農産物の普及宣			
伝を行う場を設ける等対応し得る範囲において、地域農業の振興に資するよう、配慮する			
ものとする。			
2 甲は、乙に対し、前項の配慮に必要となる情報の提供、企画の提案、助言その他の援助 を行うものとする。			
(養殖池の利用の廃止及び原状回復に関する事項)			
第8条 乙は、その一時転用許可に係る期間が満了する前に、廃止する養殖池がある場合に			
は、速やかに甲及び〇〇市農業委員会にその旨を報告し、当該農業委員会の指示に従い、原 状回復するものとする。			
へ回復するものとする。 2 乙が、前項の規定による農業委員会の指示に従わず、当該指示に係る期限までに原状回			
復を行わなかった場合において、必要と認めるときは、甲が、乙に代わって原状回復その他			
当該土地の農業上の利用に必要な措置を講ずるものとし、その費用は、乙が負担するものと			
する。			
第9条 甲は、第3条第3項、第4条第3項又は第5条の勧告に係る措置を講ずることが見			
込まれないと認めたときは、乙に対し、これらの勧告に係る養殖池の利用の廃止を勧告する			
ものとする。			
2 前項の規定により乙が当該養殖池の利用を廃止する場合については、前条の規定を準用			

改正案	改 正 前
する。	
(協議) 第 10 条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙 とが協議して定めるものとする。	
(有効期間)	
(有効物間) 第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から、乙が使用及び収益することを目的とす る権利を有している養殖池について、その利用を全て廃止し、かつ、原状回復したことを 甲が確認した日までとする。	
この協定の証として、本書〇通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。	
××年××月××日	
甲 住所 〇〇〇市×××丁目×××番地	
OOO市長 ×× ××	
Z 住所 ΟΟΟ市×××丁目×××番地 ΔΔΔ	
注:この協定例は、標準的な参考例であるので、実際の協定の締結に当たっては、立地条	
件、養殖水産動植物の種類等地域の実情に応じて、適宜修正を加えて差し支えない。	

改正案	改正前
(別紙 4)	
5 農板第 2825 号	
令和6年3月25口	
各地方農政局長	
内閣府沖縄総合事務局長	
各都道府県知事	
一般社団法人全国農業会議所会長	
農林水産省農村振興局長	
「営農型太陽光発電に係る農地転川許可制度上の取扱いに関するガイドライ	
ン」の制定について	
営農型太陽光発電は、農業の健全な発展と再生可能エネルギーの導入の促進を図	
る取組であり、農地転用許可制度上の具体的な取扱いについては、「支柱を立てて営	
農を継続する太陽光発電設備等についての農地転川許可制度上の取扱いについて」	
(平成30年5月15日付け30農板第78号農林水産省農村振興局長通知。以下「取	
扱通知」という。)により示してきたところである。	
営農型太陽光発電の取組は、荒廃農地の発生防止や解消、農業者の所得向上等に	
寄与するものである一万、近年においては、発電に重きを置き営農がおろそかにさ れ、営農型太陽光発電設備の下部の農地の利用に支障が生じている事例が散見され	
れ、背景空本陽元第也故郷の下部の展地の利用に文庫が生している事例がIK兄されるところである。	
このようなことから、営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電	
を両立するという営農型太陽光発電の本来あるべき姿とするため、農地法関係法令	
に定められた内容その他営農型太陽光発電の実施に係る具体的な考え方や取扱いに	
ついて「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライ	
ン」を定めたので、御了知の上、次の各通知にも留意しつつ、今後の営農型太陽光	
発電を円滑かつ適正に運用するに当たっての参考とされたい。	
(また、貴管内の市町村長に対しては、貴職から通知いただくようお願いする。)	
なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規	
定に基づく技術的助言であることを申し添える。	
○ 農地法関係事務に係る処理基準について(平成12年6月1日付け12構改B第	
104 号農林水産事務次官依命通知)	
○ 「農地法の運用について」の制定について(平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営	
第 4530 号・21 農振第 1598 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)	
○ 農地法関係事務処理要領の制定について(平成21年12月11日付け21経営第	
4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)	

改 正 案	改 正 前
なお、農産込施行規則の一部を改正する省合(令和6年農林水産省合第9号)附則 第2条において、「この省合の施行の際地に農地は第四条第・項人は新五条第・項の 規定によりしている許可の中端については、たお後前の例による。」としているが、こ の経験措置は、本名令の総合指定、中域出計が必要が下いるものについて、施行役間 もなく当成一時年用非可期即が減了するため、再度一時年間非可を交けるための中諸 がやむを得す施行的となる場合を想定して設けられていろことに留意すること。この 場合、「場市技術しなく」とは、施行日から起算して起煙的な処理期間(「農地造関係 事務地型変部の相定について」別紙1の第4の4の基準的な事務処理期間をいう。) を超えない期間とすることが適当である。 附 目 1 この通知は合作の年4月1日から施行する。 2 この通知が施行に伸い、取扱通知に廃止する。 3 この通知の施行に伸い、取扱通知に廃止する。 4 この通知の施行の節に、骨が用計可を受けて高度型太陽光系電を実施している ものについては、なお徒前の側による。 4 この通知の施行の節に、骨が用計可を受けて高度型太陽光系電を実施している ものについては、当後一部本間計算の側による。 ただし、4の(1)から(6)まで及び(8)並びに6の規定については、この限りではな い。	

改 正 案	改 正 前
(划術)	
営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱い に関するガイドライン	
1 営農型太陽光発電 「高農型太陽光発電」とは、一時転川許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備(以下「高農型太陽光発電設備」という。)を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいう。	
2 ・時転用許可の手続 (1) 許可申請書の添付資料 常農型太陽光発電を行うため、支柱部分について・時転用許可を申請する場合 には、農地法関係事務処理要額の制定について(平成21年12月11日付け21経 常第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村展興局長通知。以下 「事務処理要額」という。)に定める書類のほか、次に掲げる書類を農地転用許 可申請書に添付するものとする。 ア 営農型太陽光発電設備での他営農型太陽光発電の実施に必要な設備に係る設 計図 イ 営農型太陽光発電設備の下部の農地(以下「下部の農地」という。)におけ る栽培計画、収支の見込みその他の事項について記載した営農計画書(別紙様式例第1号) ウ 営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地における営農への影響の見込 み及びその根拠となる書類(別紙様式例第2号) (7) (()以外の場合 次に掲げるいずれかの事項を記載した書類 a 下部の農地で栽培する農作物について、当該申請に係る農地が所在す る市町村の区域内における生産量及び品質に関するデータ(例えば、試験研究機関による調査結果等) b 下部の農地に表記で栽培する農作物について必要な知見を有する者 (例えば、普及指導員、試験研究機関、設備の製造業者等)の意見書 (別紙様式例第3号) c 当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内において行われてい るものに限る。) (2) 申請に係る門地が大阪に対路されていない農作物又は生産に時間を要する農作物を報告する場合 (の)のもに掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類	

改 正 案	改 正 前
a 申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績 b 単位面積当たりの収穫量(以下「単収」という。)の根拠を含む栽培理由(別紙様式例第4号) 正 常農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な費用を常農型太陽光発電の設置者(以下「設置者」という。)が負担することを証する書画(別紙様式例第5号) オ 毎年、下部の農地において栽培する農作物に係る栽培実績書及び収支報告書を農地転川許可経者(転川許可をする権限を有する都道所県知事又は指定市町村(農地法(昭和27年法律第229号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。)の長をいう。以下同じ。)に提出することを誓約する旨を記載した書面(別紙様式例第6号) (2) ・時転用許可基準農地転用許可権者は、一時転用許可を行う場合には、「農地法関係事務に係る処理基準について」(平成12年6月1日付け12構改 B第401号農林水産事務次官依命通知。以下「処理基準」という。)及び「「農地法の運用について」の制定について」(平成 21年1月11日付け21経済第4530号・21農長第1598号農林水産省経営局長・農村級則局長通知。以下「運用通知」という。)の定めによるほか、申請内容が次に掲げるず頃に被当することを確認するものとする。 ア 申請に係る転用期間が別表の区分に応じた期間内であり、下部の農地におけ	改正前
る営農の適切な継続を前提として営農型太陽光発電設備の支柱を立てるものであること。 イ 営農型太陽光発電に係る事業終了後に当該支柱部分に係る土地が耕作の目的に供されることが確実であり、かつ申請に係る而積が必要最小限で適正と認められること。 また、変電設備等附随する設備を設置する必要がある場合においては、原則として近隣の農地以外の上地から選定するものとし、これらの上地がないなどやむを得ず農地を一時転用して設置する場合には、その規模及び位置が適正で	
あること。 ウ 下部の農地における営農の適切な継続(次に掲げる場合のいずれにも該当しないことをいう。)が確実と認められること。 a 下部の農地において栽培する農作物の単収が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少する場合(遊休農地を再4利用する場合(下部の農地が別表の区分(2)に該当する場合をいう。以下同じ。)を除く。) (当該市町村の区域内で作付けされていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあっては、(1)ウ(クのa又はbの書類に配載され	

改正案	改	正	前	
b 遊休農地を再生利用する場合において、法第 32 条第 1 項各号に掲げる遊				
休農地に該当することとなる場合。				
c 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じるおそれ				
があると認められる場合				
エ 農地転用許可権者への毎年の栽培実績及び収支の報告が適切に行われ、下部				
の農地における営農の状況が適強に確認できると認められること。				
オ 営農型太陽光発電設備の角度、間隔等からみて農作物の生育に適した口照量 を保つことができると認められること。				
を採つことができると眺められること。 カー営農型太陽光発電設備の支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な農業機				
カード展生気物の光電影響の文在の向き、両柄でからかて展上来に必要な展来機 被等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められるこ				
E.				
なお、支柱の高さについては、当該農地の良好な営農条件が維持されるよ				
う、農作物の栽培において、効率的な農業機械等の利用や農業者が立って農作				
業を行うことが可能な高さとして最低地上高2メートル以上を確保しているこ				
٤.				
ただし、農地に垂直に太陽光発電設備を設置するものなど、当該設備の構造				
上、支柱の高さが下部の農地の営農条件に影響しないことが明らかであり、当 該設偏の設置間隔、規模、立地条件等からみて、当該農地の良好な営農条件が				
維持される場合には、支柱の高さが最低地上高2メートルに達しなくても差し				
支えないとともに、設備直下全体を一時転用許可の対象とすることが可能と解				
されること。				
キ 位置等からみて、営農型太陽光発電設備の周辺の農地の効率的な利用、農業				
用用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないと認められること。				
特に農用地区域内農地においては、農業振興地域整備計画の達成に支障を及 ぼすおそれがないよう、以下の事項に留意すること。				
a 農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業				
上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。				
b 農業振興地域整備計画に位置付けられた上地改良事業等の施行や農業経営				
の規模の拡大等の施策の妨げとならないこと。				
ク 農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 19 条第 1 項に規定す				
る地域計画の区域内において営農型太陽光発電を行う場合は、当該地域計画に				
係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的				
な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施に ついて合意を得た土地の区域内において行うものであること。				
この場合における協議の場の進め方については、次のほか、「農業経営基盤				
強化促進法の基本要綱」(平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省				
経営局長通知)によること。				
a 農業委員会は、地域計画の区域内で営農型太陽光発電に係る事業の実施に				
ついて相談を受けている場合は、協議の場において、当該事業に関する情報				

改正案	改 正 前
及び農地法第4条第6項第4号及び第5号の適合性に係る見解を情報提供する。また、営農型太陽光発電設備の設置者等は、当該農川地で営農型太陽光 野電事業を実施することとなった経緯や営農計画、設置場所を示す地図等を説明する。 b 協議の場の参加者は、営農型太陽光発電設備の設置者等から当該農用地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯や営農計画等の説明及び農業委員会からの情報提供等を踏まえつつ、農川地の利川の集積、農川地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないかを確認する。 c 市町村は、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認し、管農型太陽光発電事業の実施に問題がないとの結論を得た場合は、協議の場の取りまとめにその旨を記載し、添付する地図に該当箇所を表示(協議の場の取りまとめにその旨を記載し、添付する地図に該当箇所を表示(協議の場の取りまとめにその旨を記載し、添付する地図に該当箇所を表示(協議の場の取りまとめに公表)。 ケ 支柱を含むざ農型太陽光発電設備を撤去するのに必要な資力及び信用があると認められること。 なお、当該事業が再生可能エネルギー電気の利川の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく買取制度(FIT)や補助金(FIP)を活川するものである場合は、市エネ特措法に基づきこれまで撤去費用として積み立てた金額も考慮すること。 中請に係る事業が営農型人陽光発電設備を電気事業者の電力系統に連系することともされている場合には、申請者が連系に係る契約を電気事業者と締結する見込みがあること。 サ 中請者が法第51条の規定による原状回復等の措置を規に命じられていない	
こと。 (3) 一時個用許可に付ける条件:	

改 正 案	改 正 前
大陽光発電に係る事業を廃止する場合へ又は第二者に承継する場合には、理響なく、、銀帯すること(当該設備を成集する場合は別郷様次関第3号)。 才 下部の実施における常義が行われたい場合とは当販収慮を変に係る事業が廃止される場合には、支柱を含む・譲政値を進やかに販力し、農地として利用することができる状態に同度すること。 (4) 時報用許可に当たっての概念事項 農地駅川門・同様では、大田駅川市・経常するものとする。 ア 都道野県農業委員会ネットリーク機構への意見聴取 支柱部分の 非転用計可に当たっては、下部の農地における営農の適切な 雑絵を確認する必要があるところ、審査は支柱部分のあらず下部の農地全部における営農の適切な 雑絵を確認する必要があるところ、審査は支柱部分のあらず下部の農地全におけての農業委員会に関立の表現を構造を選択していた。 このため農業委員会は、一時転用許可申請に係る支見液を作成する場合に おいて、中部に係る支柱部分の面積と下部の農地を結びのアールを超える場合には、法第4条第5月に基づる、整道が開業委員会ネットワーク機構 (農業委員会等に関する場合権 (保証の基本性第88号) 第10年以24度 定する都道特別機構をいう。)に変足を据くことが適当と考えられる。 イ 許可承報の適合体等に係る日の利限 アの考えのもと、農地を用が可能者は、中部に係る支柱部分の面積と下部の農地域の含計が4~クタールを表現る場合は、許可某事の適合性等について地が農産機械(発達支援を関係して利用の機構をいう。)の農地使用と応急に相談することが選ましい。 3 一時転刊許可期的中の栽培実績及び収支の報告 (1) 営農型と協発が自動されている場合には、収穫された農作物の生産に係る水泥 イ 下部の農地において農作物の栽培が行われている場合には、収穫された農作物の地が流動でもある農作物と比較した場合の生育には、収穫が行われていない場合には、収穫を打かれていない場合には、収穫を行われていない場合には、収穫が行われていない場合には、収穫が行われていない場合には、収穫が行われていない場合には、収穫が行われていない場合には、収穫が行われている場合の場合とと場合のとする名(例えば、普及指導員、対験研究機関等)の確認を受けるものとする。	

改 正 案	改 正 前
② 収支報告書(別紙様式例第 11 号) 下部の農地における営農等(発電収入や発電事業者からの営農協力金等を 含む。)の収支の状況	
(2) (1)の報告の取扱いについては、次のとおりとする。 ア 農地転用許可権者は、(1)の報告を取りまとめた上で、地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。)に報告すること。この場合、指定市町村の長は、情報共有を図るために都道府県知事にその写しを遂付するものとする。 イ 地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、報告された内容を取りまとめた上で、農村振興局長に報告すること。 ウ 農村振興局長は、報告された内容を取りまとめた上で、地方農政局長、内閣府沖縄総合事務局長及び農地転用許可権者との間で情報共有が必要な事項について、これらの関係機関に対して情報提供するものとする。	
4 農地転用許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導等 (1) 農地転用許可権者は、3の報告及び事務処理要額別紙1の第4の6の(3)の方 法により、一時転用許可後の転用事業の進捗状況を確認するとともに、次に該 当する事業について、毎年度現地調査を行うものとする。 ① 一時転用に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4へクタールを超	
えるもの ② 3 (1)①の栽培実績書において、下部の農地に係る営農に支障が生じている と判断されるもの なお、①の現地調査に当たっては、地方農政局等の農地転用担当部局に同行を 要請することが望ましい。	
(2) 農地転用許可権者は、(1)の確認及び現地調査により、市町村の区域内の同一作物の単収より概ね2割以上減少している場合や、同一作物の生育段階と比較して生育状況に支障がみられる場合等営農の適切な継続が確保されなくなったとき又はこれが確保されないと見込まれるときには、一時転川許可を受けた者に対して、必要な改善措置を請するよう指導するものとする。 なお、営農型人陽光発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情	
(台風等による自然災害の被災、下部の農地において営農する者(以下「営農者」という。) の病気療養等。5のなお書きにおいて同じ。) があると認められる場合は、当該事情も考慮して指導を行うものとする。 (3) 農地転用許可権者は、営農が行われない場合、営農型太陽光発電に係る事業	
が廃止される場合又は(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が請じられない 場合には、一時転用許可を受けた者に対して、支柱を含む営農型太陽光発電設 備を撤去するよう指導するものとする。 さらに一時転用許可を受けた者が、当該指導に従わないとさは、事務処理要領	

改正案	Ę	女 正	前	
別紙1の第4の6(1)イ(ア)に基づき、勧告や法第51条第1項の規定による処 分又は命令(以下「勧告等」という。)を行うことを検討するものとする。				
が大は前にも、以下・欄にも、こととう。」という。」という。」という。」という。」という。」という。」という。」				
は、その内容を地方農政局長等に報告(指定市町村の長はその写しを都道府県				
知事に送付)し、当該報告を受けた地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長				
は、農村振興局長に報告するものとする。				
また、当該事業が再エネ特措法に基づく買取制度 (FIT) や補助金 (FIP) を活 用するものである場合は、当該勧告等を行った旨を、当該施設が所在する都道府				
県を所管する地方経済産業局に報告(別紙様式例第 12 号による通知又は再エネ				
特指法認定システムへの措置内容の入力)すること。				
(5) (4)の報告を受けた農村振興局長は、営農型太陽光発電に係る違反状況集計表				
(別紙様式例第 13 号) にその内容を取りまとめ、その都度各地方公共団体と情				
報共有すること。 (6) 農地転用許可権者は、営農の適切な継続のため作物の変更を行いたい旨の報				
告を受けた場合、営農型太陽光発電に係る事業を第三者に承継する旨の報告を				
受けた場合又は、営農型太陽光発電設備を改築する旨の報告を受けた場合にお				
いて、事情がやむを得ないと認められる場合は、事業計画の変更や一時転用許				
可申請等、必要な手続について指導を行うこと。 (7) 農地転用許可権者は、(1)の転用事業の進捗状況の確認等と併せて、収支報告				
(7) 展地転用計画権有は、(1)の転用事業の連抄状況の確認等と併せて、収入報告 書と営農計画の収支の見込みを比較し、計画に沿った農業経営が行われている				
かを確認するものとする。				
その際、営農型太陽光発電に係る売電の収益が、営農者の農業経営の維持発展				
に寄与し、もって地域の持続的な農業生産につながっているか否かについても検				
対するよう努めることとし、必要に応じて、設置者及び営農者と意見交換を行う ことが望ましい。				
- こか至ましい。 (8) 農地転用許可権者は、(1)から(7)までの事務を的確に行うため、営農型太陽				
光発電数備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管するものとする				
(別紙様式例第14号)。				
5 時転用許可の期間満了後における再許可				
一時転用許可の期間が満了する場合には、農地転用許可権者は、2の手続に準				
じた手続により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、 それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘察して総合的に				
判断するものとする。				
なお、それまでの転用期間において、営農型太陽光発電設備の設置が原因とは				
いえないやむを得ない事情により、下部の農地の利川の程度が著しく劣っている				
ことや下部の農地において単収が減少していること等が見られる44がある場合に は、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断するものとする。				
また、当初許可において、遊休農地に該当するとして2の(2)のウのaの要件				

(同じ年の地域の平均的な単収と比較して2割以上減少しないこと)を適用しな かった場合においても、両許可時には遊休農地でなくなっていることから、当該 要件が適用されることに留意すること。		
6 その他 (1) 地方景楽局等及び都道和県は、事業者からの営農型大阪光発電の実施に関する関合せや、地方公共団体からの許可基準の判断や是上沿岸に関する関合せに対応するため、相談窓口を設置する等相談体制の整備を図ること。 (2) 農業委員会は、農地バトロール等の際に高農型大都光光電設備の設置に係る機能について定期的に操作物の生育状況を確認し、営業の環切な継続が確保されていないと判断される場合には、必要な指導及び助言を行うとともに、農地利用計可権者に報告すること。 また、農業委員会は、誘地保地を利果、下部の農地の全部又は一部に、法第30条の規定による利用状況地位の結果、下部の農地の全部又は一部に、法第40条第1項各号のいずれかに該当するものがあると認めたときは、送やかに農地転用許可権者に報告すること。 その他、農業委員会は必要があると認めるときは、送第30条の4項を行うことが望ましい。 (3) 営農型以間光を確は、下部の農地において営農を継続しつつ、これに支険を与えないよう発電を行うものであり、営農型太陽光電金側の設置については農関制に行うことが望ましい。 また、良好な営農を持を備えた農地の農業上の効率的な関係の設置については農関制に行うことが望ましい。 また、良好な営農を経験して農業の農業上の効率的な関係に対しては、農物の設定を契機として農業収入が減少するような作物転換等をすることがないようにすることが望ましい。 (4) 設保長と電景が異なる場合には、支柱に係る一時使用許可と下部の農地に民法、保持の事に注対第89 第 20条 2 第 1 項の他上核又はこれと内容を関じくするその他の権利を設定する方めの法第3条第 1 項の許可を受けることが必要である。 この場合には、当該権利を設定する別制を支柱に係る一時転用計しに関間とするとともに、一時転用許可と同時に当該権利を設定するものとする。((官農型発電設備の設置についての農地以第3条第1項の許可を受けることが必要である。)に発展型発電設備の設置についての農地以第3条第 1 項の許可を受けることで、1 写成日 2 日付 13 0 経営第 823 号 農林水産省経営局農地変策職長通知の変策職長通知の第4年 2 日付 13 0 経営第 823 号 農林水産省経営局農地変策職長通知の策職		

改 正 案		改 ፲	E 前
図分 (1) 担い手が、自ち所有する農地又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する農地等を利用する場合 この場合の担い手とは、食料・農業・農村基本計画(合和2年3月31日閣議決定)の第3の2に掲げる次の者をいう。 ア 効率的かつ安定的な農業経営(主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働時間で地域における他産業従事者とそん色ない水準の生涯所得を確保し得る経営) イ 認定農業者(農業経営基立機強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者)ウ 認定新規就農者(農業経営基立機能、14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者)ウ 認定新規就農者(農業経営基立機能と選集14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者)ユ 将来法人化して認定農業者になることが見込まれる集落営農 (2) 遊休農地(運用通知第3の1の(3)のアに該当すると判定された遊休農地をいう。以下同じ。)を再生利用する場合において、これらのうち、遊休農地以外の農地とを利用する場合において、これらのうち、遊休農地の所養が過半を占めており、遊休農地と遊休農地の外の農地とが連たんし、これらが一段のまとまりを有する場	期間 10 年以内		
合を含む。) (3) 第2種農地(運川通知第2の1の(1)のオ又はカの第2種農地をい う。) 又は第3種農地(運用通知第2の1の(1)のエの第3種農地をい う。) を利川する場合			
(4) (1)から(3)まで以外の場合	3年以内		

改	正	案			改	正	前
er 40-1-halder a. E.)							
近様式例第 1 号)							
営農型太陽光発電設備の下部							
	作成年月日	年 月 日					
営農者	<u>氏名</u> <u>住所</u>		_ _				
設置者	<u>氏名</u> 住所		_				
土地	・ 所在・地番						
営農型太陽光発電設備の下部の農地	及び営農者の概	要					
営農型太陽光発電設備の下部の農地の概		面積(m³)					
	地目	国債(III)					
営農型太陽光発電設備の下部の農地							
合計 (記載要領)							
・ 営典型太緑光発電設備の下部の景地の面積は、 下部の農地の営農者の概要 ① 営農者の属性 営農者の属性		神全体の血積を記入してくださ	`•				
ア 効率的かつ安定的な農業経営(※1)		₩ 3 (0)					
イ 認定農業者(※2)	,						
ウ 認定新規就農者(※3) エ 将来法人化にして認定農業者になる。	ことが見込まれる	集落営農					
オ アから工まで以外の者 主たる従事者が他産業従事者と同等の年間労働	時期で転載だされたスケ	主商業従事者とそん名かいを準6	At:				
受けた者 3 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に場 4 アからエまでに該当する場合は、当該属性を証明	見定する青年等就農計	画の認定を受けた者					
2) 営農者の農作業経験等の状況	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,						
農作業経験等	左のうち作付	予定作物の農作業歴					
(農作業歴)		7,2211 35-1-2211 31-22					
	Marie III de de de de de de de	2014 to 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
記載要領)		楽歴」については、農作業歴がま	ద జ				
「農作業経験等(農作業歴)」及び「左のうち場合にはその作付作物と午数を記載してください。	5作刊 F足行物の設作: ハ。また、農作業歴が	ない場合には、「なし」と記載。	r.				
 「農作業経験等(農作業歴)」及び「左のうち 	が作いアモ作物の段件: ハ。また、農作業歴が	ない場合には、「なし」と記載。	rc.				

2. 栽培計画		
(1) 下部の農地における作付予定作作付予定作物名 作付	栽植密度	
1年目		
2年目		
3年目		
4年目		
5年目		
6年目		
7年目		
8年目		
9年目		
10 年目		
(記載要領) ・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
合するようにしてください。	こ上壊改良等を行うことが予定されている場合は、「作付予定作物	

(2) 営農	v ==	· = #- ** a	N #0 88														
		· 定作物名	z					農作業									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12			
1年目							ļ										
2年目																	
3年目																	
0 4 6																	
4年目																	
5年目																	
6年目																	
7年目																	
8年目																	
9年目																	
10 年目																	
(記載要領)		の内容欄に															

	改	正	案				改	正	前
用する農業機械 農業機械名 数	能士 . 11.7			i械出力 ps、kw) 備考	\exists				
歳要領) ・ 機械出力・寸法に ・ なお、許可の可否 して判断することに	ついては、カタログのは、作付する農作物の なりますので、御留変	栽培を効率的に行う	トで、通常必要とな	5農業用機械を想定					
と と作業に従事する と 農作業従事者を									
(人日) 臨時	(人日)	備?	5						
イ以外の場合 (イ)以外の場 作付予定作物		地域の平均的な 単収 (B) (kg/10a)	単収の増減見込み (A/B×100 (%))	地域の平均的な単収の根拠					
要領)	の根拠」は、総計調査	村の統計等を用いす 名や比較対象とした	:地域等を記載くださ 折した理由を具体的に	記載してください。					
地域の平均的な単収 連域の平均的な単収 外の内容を記載する場 イ) 申請に係る市町 する場合	村において栽培さ								
「地域の平均的な単収 「地域の平均的な単収 外の内容を記載する場 イ)申請に係る市町		*	単収の根	DT.					

改	正案	S.	正 正	前
イ 遊休農地を再生利用する場合 作付予定作物	農地の利用の程度			
(記載要額)				
・ 「農地の利用の程度」は、周辺の地域にお い。	5万名農性の利用の機度と比較した利用の機度を記載してくださ			

改正案	改 正 前
(10 10 10 10 10 10 10 10	
10 10 10 10 10 10 10 10	
0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.00 0.0	
10 10 10 10 10 10 10 10	
REPAIR R	
N N N N N N N N N N	
E	
1	
N 1 9 3	
A B B B B B B B B B	
(A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	
H H H H H H H H H H	
15 (5) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7	
19 19 19 19 19 19 19 19	
100 日 10	
±0 € 385	
1 日	
(*) 의미원 (*) (*) 기의회원원을 출 것 등 요 및 IN 원 등 (*) (*) 일 문인(*)	

改正第	2	i	改	正	前
(別紙様式例第2号)					
営農型太陽光発電設備の設置による下部の農地(営農への影響の見込み	おける				
作成年月日	年 月 日				
営 農者 <u>氏名</u> 住所					
設置者 <u>氏名</u> 住所					
土 地 所在・地番					
生育に適した日照量の確保					
作付予定作物 遮光率 生育に適した条件等(日照特 支障が生じな					
(沿蔵要領) 作行子子作総に係る生育に適した条件(陽性、半陰性、陰性等の日照特性を な大勝光を常放復の改計(速光平等)が操作物の生常に適した日原量が確信 とする理由を作付け作物ごとに具体的に記蔵してください。 効率的な農作業の実施 1) 支柱 高さ(m)					
最低地上高: 最高地上高:					
(2) 農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保につけ、 (記載変領) ・ 常景型太陽光第電設備の支柱の高さ及び問題、別無様次例第1号2の(3)に等を断まえ、当海常盤の改立が提出業を効率的に行う上で通常必要とたるつけいる理由を具体的に対してのため、一義地が原本は、民間光路電影性を設置するものなど、当該設備の影響治・支柱に影響したがことが明らかであり、当該設備の影響に関係、規模、立地条件省農条件が維持される場合には、その行を記載されば、第さに記載する必要なが、許可の可否は、伴与する異生物の栽培を効率的に行う上で、近常必要物することになりますので、維胃器ください。	記載した農業機械の機械市法 再が確保されていると判断し の高さが下部の無地の営農集 からみて、当該設備の良好な よのりません。				

改 正 案	改 正 前
(爺付資料)	
1 及び2 に記載した内容並びに別無様式例1 の2 の (5) の単収 見込みの機準となる資料を、次の区分に従って誘好してください。 ア イ以外の場合 次の(7)で(9)のいずれかの事項を計載した書類を添付すること。	
(7) 下部の農林の報託半郷について、当該申請に係る危事が新在する市区町はたぶける営農型大陽光発電による収穫金及び託貨に関するデータ (例文:は2数が発機限による調金料果等) (4) 下部の農林において報告する集件物について必要な知見を分する者の意見 (明紙様式例第3号)	
(等) 当該申請に生行して当該市町村の区域内の下部の農地において財件の事業を行う者の栽培実績 イ 申請に係る市均利において取締されていない場件物及は生産に場所を要する農作物を栽培する場合 アの(行に掲げる事項のほか、次に掲げるいずれかの事項を記載した書類 (*) 栽培実績(申請者自ち及は第三者に参詣して当該市町村の区域内で装飾的に実施した栽培の実績)	
(4) 単位正福当たりの収穫量の根拠を含む栽培理由(別無謀式列第4号)	

改 正 案	改 正 前
(別紙様式例第3号)	
下部の農地において栽培する農作物について必要な知見を有する者の意見書	
作成年月日 年 月 日	
営農者 <u>氏名</u> 住所	
設價者 <u>氏名</u> <u>住所</u>	
土 地 所在・地番	
 1. 知見を有する者について 「所属 	
後職・氏名 住所	
連絡先	
(知見を有する者の当該作物への関わり)	
(記較萎領)	
知見を有する者のこれまでの試験研究実績や栽培実績等、当該作物の報培に知見を有していることについて記入し、研究データや栽培実績データ等の資料を添けしてください。	
2. 知見を有する者による本事業についての所見	
(礼裁要領) (礼裁要領) 普農計画書に沿った適切な普農の継続が可能であり、その結果、營農計画書又は規培理由書、	
(1888) 普勝計画書に沿った適切な普農の継続が可能であり、その結果、常農計画書又は栽培理由書、 栽培実籍者に記載した単収の確保が可能であるが等について、知見を有する者の研究データや救 培美額データ等を踏まえ、所見を記入してください。	

改 正 案	改 正 前
(別紙様式例第4号)	
申請に係る市町村で栽培されていない農作物又は生育に時間を要する作物 を栽培する場合における栽培理由書	
作成年月口 年 月 口	
営農者 <u>氏名</u> 住所	
改置者 <u>氏名</u> <u>住所</u>	
十. 地 所在・地番	
 下部の農地で栽培を予定する農作物の名称と当該作物を選定した経緯 (作物名:) 	
(経緯)	
(記載支債) 「叙録」とついてビー当項が依た特権イストレビス重要報告しのより。」と、土件的信仰部の	
** 「経緯」については、当部代物を栽培することによる最受経営上のメリット、十代や気象等の 条件への適合性、常農等の栽培経験や知識の有無等に基づき、当該作物を選定することとなった 経緯を具体的に迅んしてください。	
2. 単収見込 (
(単収見込の根拠)	
(記載整領) ・ 単収見込の根拠。について、当該作物の収量に関する請査研究データや統計データのほか、 自然条件に新版性のある他地域のデータ等を用いて計入し、その資料を添付してください。	
3. 作付けから収穫までに要する期間	
(午: 月) (収穫までに上記期間を要する理由)	
(記載要領) ・作付けから収穫までに要する期間が1年を超える場合に記入してください。 ・「収穫までに1記規団を要する理由」について、当該作物の収穫までに要する期間の調査研究 データや統計データ等を引用して記入し、その資料を添付してください。	
・ 可様は、CE-15出場両を養する種面」に カイス、一級自動の機能は CE-27 の場面の調査が元 データや総計データ等を引用して記入し、その資料を添けしてください。	

改 正 案	改 正 前
4. 当該作物に係る知見を有する者からの営農協力について	
(金)執整性) 音典の適切な継続のため、下流農地での栽培に支障が生じた場合における知見を有する者に よる営農相導等の体制整備について記入してください。	

改 正 案	改 正 前
(別紙様式例第5 号)	
営農型太陽光発電設備の撤去費用を負担することの誓約書	
44 月 日	
○○○○知事 様 (○○○○農業委員会経山)	
住所 氏名 (営農型太陽光発電改備の設置者)	
(営農型太陽光発電改備の設置者)は、当該申請に係る事業で設置する営農型太陽光発 電設備について、事業の終了時又は事業の廃止時に当該営農型太陽光発電設備の撤去費用 を負担することを約します。	
撤去費州(見込) 万円	

改 正 案	改 正 前
(別紙儀式例第6号)	
下部農地の栽培実績書及び収支報告書の提出に係る警約書	
年 月 П	
○○○○知事 様 (○○○○農業委員会経由) 設置者 氏名 住所 営農者 氏名 作所	
(営農型太陽光発電設備の設置者及び営農者)は、当該申請に係る事業で設置する営農型太陽光発電設備の設置を認定を持ちる6年の栽培実績当及び収支報告書について、翌年2月末日までに報告することを約します。	

改 正 案	改 正 前
(別紙様式例第7号)	
営農型太陽光発電設備の改築に係る報告	
年 月 日	
〇〇〇知事 様 (〇〇〇農类委員会福山)	
住所 氏名 (転用許可を受けた者)	
年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、下記のとおり改築を予定していますので教告します。 なお、改築工事は、貴駿の了解を得てから着工する予定としていますので、本報告書の内容を確認の上、その結果を連絡いただきますようお願いします。	
ac	
1 許可を受けた上地等の所在等	
土地の所在	
2 改築計画	
(1) 改築の内容	
(2) 改築工事の時期デ 省工予定年月日: 年 月 日 イ 光子予定年月日: 年 月 日	
3 営農計画の変更の有無 : あり ・ なし	
4 連絡先(電話番号等)	
- Salari Victoria (1999)	
(26) Juliaker V	
(統行・数四) ① (改築前及び改築後の) 営農型太陽光発電設備の設計図 ② 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書(営農計画の変更を伴わない場合には、営農計画書に関する部分に記載しなても結構です。) ③ (営農計画の変更を伴う場合又は改築工事により遮光率が増加する場合には、) ②の状態となる間遮ボータ又は必要な知見を有する者の意見書 ④ その他参考となるべき書類	

改 正 案	改 正 前
(別紙様式例第8分)	
営農型太陽光発電による発電事業の廃止に係る報告	
年 月 日	
○○○知事 様 (○○○農業委員会経由)	
住所 氏名 (転用許可を受けた者)	
年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱を立てて設置した営農型太陽光発電設備について、発電事業を廃止しますので報告します。 また、発電事業の廃止に伴って、営農型太陽光発電設備を 年 月 日までに撤去するとともに、撤去工事完了後、連やかに工事完了報告を提出することを約します。	

改正	改正	前	
(別紙様式例第9号)			
営農型太陽光発電事業の承継に係	る報告		
	年 月 日		
○○○知事 様 (○○○農業委員会経由)			
住所	(転用許可を受けた者)		
年 月 日付け 第 号で農地法第 ド立てて設置した営農型人腸光発電設備について、営農型人 能になったため、当該発電事業を下記3の客に承継すること さす。	条第1項の許可を受けて支柱 勝光発電に保る事業の総統が困 を予定しておりますので報告し		
なお、承継事業者が農地法第5条第1項の許可を受けられ 対備を速やかに撤去するとともに、撤去工事完了後、速やか 約します。			
1 承継を予定している太陽光発電設備の所在地等			
土地の所在 地 各 支柱 下部農	一時候用 許可年月日 備 考		
地			
2 事業の継続が困難となった理由			
3 承継を予定している事業者 氏名・名称 住 所	連絡先(電話番号等)		
4 承継事業者の農地転用許可申請日(又は申請予定日)			
農地転用許可申請(予定)年月日 : 年	Я П		
(添付書類)			
承継を予定している事業者の事業概要がわかる資料			

改 正 案	改 正 前
(別紙様式例第10号)	
栽 培 実 績 書	
年 月 日	
〇〇〇知事 様 (〇〇〇農業委員会経由)	
設置者 氏名	
<u>住所</u> 営農者 氏名	
住所	
年 月 日付け 第 号で農地法第 条第1項の許可を受けて支柱 を立てて設置した常農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る実績につ	
いて、下記のとおり報告します。	
赶	
1 許可を受けた上地等の所在及び面積等	
所任及び地番 面積 mi	
(n ²)	
2 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者の氏名等	
瓜 名 備 考	
3 営農型太陽光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況 (1) 農作物の収穫が行われている場合 ア イ以外の場合	
作付面積 円収 地域の平均的 品質 流光率 備 考 (kg/10a) (k	
イ 遊休農地を再生利用した場合 作付作物 作行面積 農地の利用の程度 - 品質 遮光率 備 考	
7日7月1日79 (m) 展現の7世内の7年改 (等級、第成等) 凝光小学 棚 47	

改正案	改 正 前
(2) 農作物の収穫が行われていない場合 ア 生育に時間を要する作物のため収穫が行われていない場合	
作付作物 作付面積 遮光率 備 考	
(栽培管理及び生育の状況)	
イ ア以外の場合で収穫が行われていない場合 (その理由)	
(上記記載について知見を育する者の所見)	
所見 (具体的に記載してください。)	
(森認年月日 年 月 日 知見を有する者 所属 役職・氏名 作所・連絡先	
知見を有する者の当該作物への関わり ※ 申請申に提出した(別級様式例第3号)に記載された知見を有する者と異なる者が記載しようとする場合や、申請時に知見を有する者の意見書を提出していない場合 (別紙様式例第3号)を持合性がによいて(7又は(2)を選択した場合)に、知見を有っているこれまでの影験研究表質を収除表質で、当該性物の実際に知見を有していることについて記入し、研究データや教培実績データ等の資料を添付してください。	

改 正 案	改 正 前
(留意事項)	
1 下部の農地において育農が適切に行われていることを確認するため、育農計画書に記載した農作業の内容について、作業の実態がわかる写真のほか、農作物の生有状況が確認できる写真を添付してください。 当該写真は、下部の農地全体の農作業の状況や農作物の生育状況及び収穫物の状況が明らかとされている必要がありますので、必要に応じて、複数枚の写真を添付してください。また、当該写真は、晴天時のものが適当です。	
2 営農型太陽光発電設備の下部の農地のうち、「単収」の算出のために農作物を収穫した場所を図示した図面を添付してください(遊休農地を再生利用した場合を除く。)。	
3 本資料は、許可を受けた土地を管轄する農業委員会を経由して提出してください。	
(記載要領)	
1 「1 許可を受けた土地等の所在及び面積等」の「面積:欄は、上段に①の面積を記載 してください。また、下段の括弧には、①及び②の合計面積を記載してください。 ① 許可を受けた営農型太陽光発電設備の支柱の基礎部分の面積(一時転用許可の対象 面積)	
② 営農型太陽光発電設備の下部の農地の面積	
2 「2 営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農者の氏名等」について、営農 者が複数存在し、営農者ごとに作付作物が異なる場合には、「備考」欄に作付けを行っ ている作物を記載してください。	
3 「3 営農型大場光発電設備の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の(1) 農作物の収穫が行われている場合について ・ アの「単収」欄は、営農型大陽光発電設備の下部の農地の単収を記載してください。	
アの「地域の平均的な単収」相は、報告に係る土地の周辺地域において営農型太陽光 発電設備を設置していない農地における平均的な単収を記載してください。 なお、申請に係る市町村において投席されていない農作物を投培している場合等地域 において比較する単収がない場合は、許可申請書に添付した「営農型太陽光発電設備の 下部の農地における営農計画書」(別紙様式例第1号)2(5)ア(7)又は(f)に記載した 「地域の平均的な単収」又は「単収見込み」を記載してください。	
 イの「農地の利用の程度」欄は、当該農地での農作物の生産の状況について、周辺の 地域における農地の利用の程度と比較した利用の程度を含めて記載してください。 	
 ア及びイの 品質」欄は、等級、軟度等を記載してください。このような品質に係る 指様がない農作物の場合には、出荷用に耐えられるか否か、地域の管農型太陽光発電を 行っていない農地において生産している同一の作物の品質と比較し、著しい違いがある か否かを記載してください。 	
 ア及びイの「遮光率」欄について、営農型太陽光発電設備の設計上の遮光率を記載してください。設計上の遮光率が不明の場合には、当該設備の直下の農地面積のうち太陽 	

改 正 案	改正前
上火水ルの水で装装前値が占める面積を配敷ください。 1 3 常想型太知法整理金操の下部の農地における農作物の生産に係る状況」の(2) 属作物の収穫が行われていない場合について 「ア 生育に動物を安する作物のため収穫が行われていない場合」の「栽培管理及び 生力の状況」欄に、若可用出物の規則計画に裁した農作業の内容と解らして該切に栽 が寄建が行われたみ、また、作物のつ者の状況は、執行計画に返載した生長の和線と比 復して、新国に生行しているが第について制金してください。 「孑 ア以外の場合では健康行われていない場合」の「その海曲」欄は、裁検まで生育が弱たないった即間(今国家による格別書の実験や資産者の変数業等)について、 その原以も始とえて具体的に立入してください。 5 常農型品が光を成立したことも依然書の実験を出荷した場合には、「備 考、側に被支援や定上高を配敷するとともに、旧音楽を証する書面の少しを添付してく ださい。 6 自家消費する場合であっても「単収」欄や「品質」欄の正蔵は必要ですので、郷社証く ださい。	改 正 前

		改正	案
-			
	(別紙様式例第 11 号)		
		収 支 報 告 書	
			年 月 目
	○○○知事 様 (○○○農業委員会経由)		
		設置者 氏名	
		<u>住所</u>	
		営農者 <u>氏名</u> <u>住所</u>	
	42 H 1174-13-		1 1 度の 佐可え 恐はって土井
を	年 月 日付け と立てて設置した営農型太陽光?	第 号で農地法第 条約 発電設備の下部の農地の営農におら	7.1項の計判を受けて文柱: する収支状況について、下
ĺL	己のとおり報告します。		
		72	
	前々年度	前年度	今年度
	(令和 年度)	(令和 年度)	(令和 年度)
_	科目 金額(円) 販売金額	科目 金額(円) 販売金額	科目 金額(円) 販売金額
41	又 自家消費	収 自家消費	収 自家消費
Þ	雑収入	入難収入	入 雑収入
슢	(発電収入) (営農協力金)	金 (発電収入) 金 (営農協力金)	金(営農協力金)
	(当成協力亚)	(各辰顺刀亚/	(百辰(加乃亚)
玄	酒	改 百	2百
客	小計	額 <u>小計</u>	額小計
名	小 計 種苗費	小計種苗費	小計種苗費
割	小 計 種苗費 肥料費	小 計 種苗費 肥料費	小 計種苗費肥料費
割_	小 計 種苗費 肥料費 農機具費	小 計種苗費 肥料費 農機具費	小 計 種苗費 肥料費 農機具費
割	小 計 種苗費 肥料費	小 計 種苗費 肥料費	小 計種苗費肥料費
	小 計 種苗費 肥料費 農機具費 農薬・衛生費	小 計 種苗費 肥料費 農機具費 農薬・衛生費	小 計 種苗費 肥料費 農機具費 農薬・衛生費
<u></u>	小 計 種苗費 肥料費 農機具費 農藥、衛生費 動力光熱費 修繕費 人件費	小 計 種苗費 肥料費 農機具費 農機・衛生費 動力光熱費 を結費 → 人件費	小 計 種苗費 肥料費 農機具費 農藥・衛生費 動力光熟費 菱 修繕費
 世	小 計 種苗費 肥料費 農機具費 農薬・衛生費 動力光熱費 修繕費 人件費 地代・賃借料	小 計 種	 小 計 種 菌 費 肥料費 農機具費 農薬・衛生費 動力光熱費 萎縮費 人件費 地代・賃借料
支出金	小計 種苗養 肥料費 農業・衛生費 動力光熱費 修経費 地代・費借料 農業共済掛金	小 計 種苗費 肥料費 農機具費 農藥・衛生費 動力光熱費 修繕費 大 修結費 地代・賃借料 金 農業共済掛金	 小 計 種菌費 肥料費 農機具費 農薬・衛生費 動力光熱費 参絡費 人件費 地代・賃借料 農業共済掛金
支出金	小計 種	 小 計 種苗費 肥料費 農機具費 農業人物生費 動力光熱費 修繕費 人件費 一人件費 一人件費 一人件費 一人供費 一人供養 <l< td=""><td> 小 計 種</td></l<>	 小 計 種
	小 計 種苗費 肥料費 農機具費 農機具費 農機具費 動力光熱費 修繕費 幼/件費 地代・賃借料 農機工(資料金 減価(資料金 減価(資料金 減価(資料金)	小 計 種苗費 肥料費 農機具費 農機具費 農業・衛生費 動力光熱費 修繕費 七 七代・賃借料 金 渡価増生産 減価値良費 土地改良費	小 計 種苗費 肥料費 農機具費 農機・衛生費 動力光熱費 核結費 一 少代・賃借料 金 農業上資料金 減価で料費 土地改良費
支出金	小計 種	 小 計 種苗費 肥料費 農機具費 農業人物生費 動力光熱費 修繕費 人件費 一人件費 一人件費 一人件費 一人供費 一人供養 <l< td=""><td> 小 計 種</td></l<>	 小 計 種
支出金	小計 種苗費 肥料費 農機,等 養 機,等 等 等 等 等 等 等 等 性 化,件費 地代,實 借料 農業 農業 等 等 持 數 力光熟費 等 等 等 等 等 性 等 其 等 等 性 之 人 件 的 長 費 生 性 人 任 代 。 長 業 員 生 生 生 、 長 業 五 生 五 生 五 長 五 去 五 去 五 去 五 去 五 去 去 五 去 去 去 去 去 去	小 計 種苗費	小計 種苗費 肥料費 歷報具費 歷報具費 歷報 · 衛生費 動力光熱費 修繕費 人件費 地代,責借料
支出金	小計 種苗費 肥料費 農機,等 養 機,等 等 等 等 等 等 等 等 性 化,件費 地代,實 借料 農業 農業 等 等 持 數 力光熟費 等 等 等 等 等 性 等 其 等 等 性 之 人 件 的 長 費 生 性 人 任 代 。 長 業 員 生 生 生 、 長 業 五 生 五 生 五 長 五 去 五 去 五 去 五 去 五 去 去 五 去 去 去 去 去 去	小 計 種苗費	小計 種苗費 肥料費 歷報具費 歷報具費 歷報 · 衛生費 動力光熱費 修繕費 人件費 地代,責借料

改 正 案	改 正 前
(母意事項) 1 「科目は収支科目の主要なものを配入していますので、適宜、追配削除をお願いします。 2 「発電収入」の相は、営農項大馬法発電影機の設置者と「常農地の営農者が同一である場合において、記述はよび収入がある場合に記入してください。 3 「脊農館力金の機は、脊農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の資農者が異なる場合において、設置者から営農協力金等を受領している場合に記入してください。 4 資料は、許可を受けた土地を管轄する農業委員会を経由して提出してください。	

改 正 案	改 正 前
(別縦線式例第12号)	
·	
○○経済産業局及 殷	
(農地転用幹可権者名)	
農地法における遠反事案についての情報提供 (通知)	
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年 8 月 30 日法律第 108 号) に基づき認定を取得している事業について、農地法(昭和 27 年法律第 229 岁) の規定に達反し、同法第 51 条第 1項に基づき、(元号) 〇年〇月〇日付け(文書書号) にて、(農地転用許可権者名)より(原状回復等の措置の内容)しましたので、別添の関連資料を添えて情報提供(通知)します。	
※ 物告」の場合は、下級部を「農地法に係る事務処理要額の制定について(平成21年21経 営第4608号・21農接第1509号農林水産経営両長・農村振興局長通知)の別紙1の第4の 6 (1) イ(?)bの規定に基づき」とする。	
担当: 〇〇県〇〇市〇〇縣 〇〇〇〇 TFL: 〇〇一〇〇〇〇一〇〇〇〇 TFAX: 〇〇一〇〇〇〇一〇〇〇〇 Mail: 〇〇〇一〇〇〇〇 @pref. 〇〇. lg. jp	
※命令書の写し等の関連資料を添付すること。	

改正案	改正前
# C.2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2	
93 6 4-7-03 8	
** 1	
2	
Tables	
1-03-24	
12 de et	
### ##################################	
9.00 ES - 10.00 ES - 1	
11 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2 (2	
D N S S S S S S S S S S S S S S S S S S	
10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	
概	
185 VT	
# 1-24	
#	
(株成大別 (
(金)	
52 17 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
Š ar	

改 正 案	改 正 前
10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	